

座間市

緑の基本計画

令和6年3月



目次

1 章 計画の改定にあたって	1
1 緑の基本計画とは.....	1
2 計画改定の背景	1
3 計画の位置づけと関連計画	1
4 計画の期間	6
2 章 現況整理	7
1 社会情勢等の変化.....	7
2 座間市の概況	10
3 座間市の緑の概況.....	13
4 座間市民と緑	21
5 前計画の成果	35
3 章 緑に係る主要課題	40
4 章 目指す緑	43
1 将来像と基本方針.....	43
2 計画指標と目標値.....	46
3 取り組み内容	47
4 都市公園の整備及び管理の方針	53
5 緑化重点地区の方針.....	55
5 章 計画の進行	57
6 章 資料編	58
1 アンケート調査票.....	58
2 用語集	75

1 章 計画の改定にあたって

1 緑の基本計画とは

○緑の基本計画とは、都市緑地法第 4 条に規定されている計画で、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、緑地の保全及び緑化の目標、推進のための施策に関する事項、都市公園の整備及び管理の方針などを定めるものです。

2 計画改定の背景

○本市は、平成 25 年に「座間市緑の基本計画」を改定し、行政、市民、事業者の協働のもと、さまざまな施策に取り組んできました。

○この間、少子高齢化の更なる進展や、自然災害の激甚化、SDG s の考え方の普及などさまざまな社会情勢の変化が見られ、平成 29 年の都市公園法、生産緑地法、都市計画法の改正を始めとし、さまざまな法制度の見直しが行われてきました。

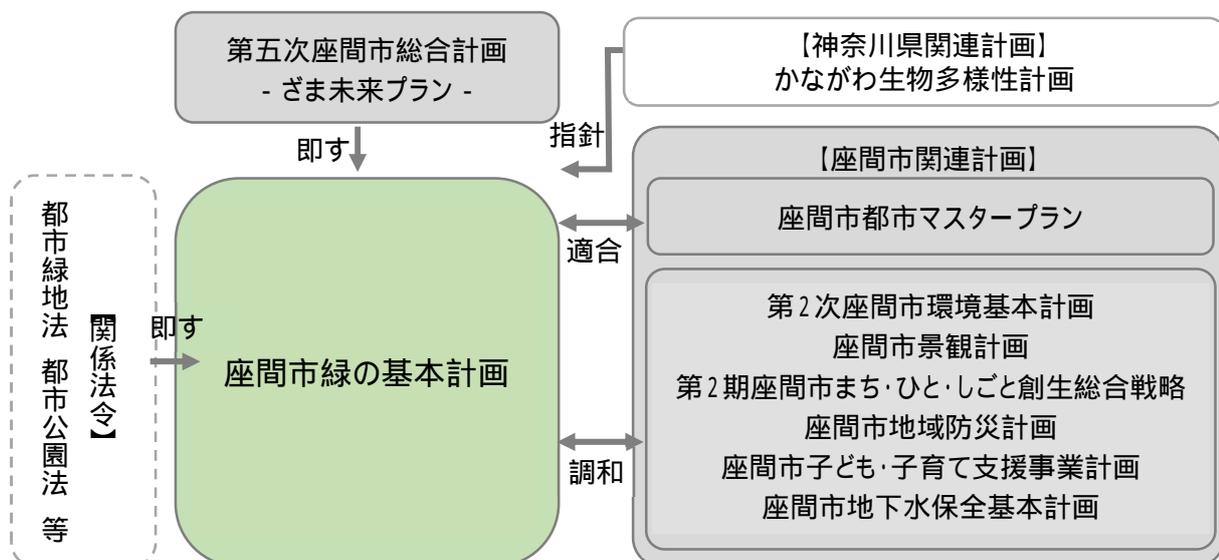
○こうした変化に対応するとともに、本市の最上位計画となる「第五次座間市総合計画 - ざま未来プラン - 」で掲げられている、これからの都市づくりの方向性との整合を図るため、今回「座間市緑の基本計画」を改定しました。

3 計画の位置づけと関連計画

(1) 計画の位置付け

○緑の基本計画は、第五次座間市総合計画に即し、緑のまちづくりを進めていくためのものです。

○座間市都市マスタープランに適合するとともに、第 2 次座間市環境基本計画等の関連計画との調和を保つものとなります。また、かながわ生物多様性計画を指針とします。



図：計画の位置づけ

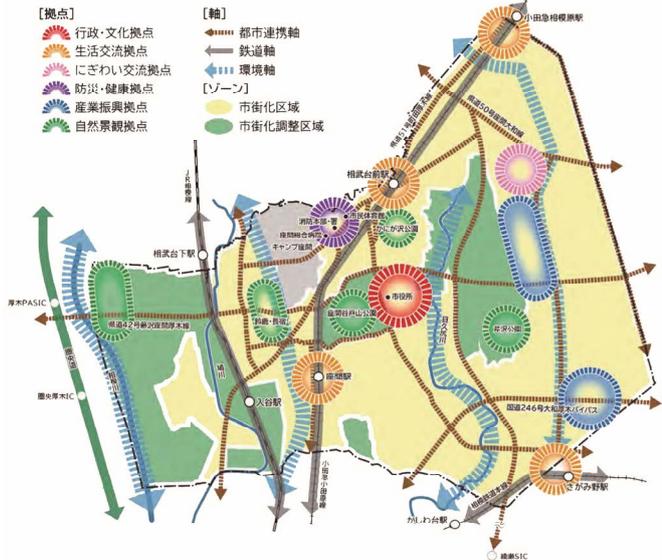
(2) 関連計画

緑の基本計画は、関連計画における今後の座間市についての次のような方針を踏まえ、座間市における緑地の保全及び緑化の目標、推進のための施策などを示すものです。

ア 第五次座間市総合計画 - さま未来プラン - (令和5年3月)

計画期間	令和5年度～令和12年度										
目指す まちの姿	<p>< 目指すまちの姿 > ひと・まちが輝き 未来へつなぐ</p> <p>< 実現に向けた基本姿勢 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体と共に創る「共創」のまちづくり ・ 目標を意識したまちづくり ・ 新たな社会情勢と地域課題に対応した持続可能なまちづくり 										
輝く未来戦略	<p>“ひとが輝く” ひとがつながり、市民力が高まり、一人一人が活躍するコミュニティを目指します。</p> <p>“まちが輝く” 暮らしに喜びがあふれ、快適に住み続けられるまちを目指します。</p> <p>“未来へつなぐ” 子どもたちの夢が叶えられる、希望にあふれる社会を目指します。</p>										
緑に関する 方針・施策	<p>< 施策23 公園緑政 ></p> <p>相模が丘仲よし小道の再整備を行い、市民や関係団体との協働による質の高い住環境づくり、地域振興が実現しています。また、スカイグリーンパークを開園するなど、本市の緑を生かしたまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>今後も、良好な樹林地等の保全を進め、緑あふれる快適な街並みを目指し、市民や関係団体との協働による公園の維持管理などに取り組む必要があります。</p> <p>施策の方向性</p> <p>1：市民等との協働による公園、広場等の整備、維持管理を行うとともに、緑地、樹林地等の保全に努めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>まちづくり指標</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人当たりの都市公園面積</td> <td>5.17 m²</td> </tr> <tr> <td>本市の総人口に対する市民一人当たりの都市公園面積(4月1日現在)</td> <td>基準値: 5.08 (R4)</td> </tr> <tr> <td>公園等の維持管理団体数</td> <td>39 団体</td> </tr> <tr> <td>市民、関係団体による公園等の維持管理団体数(4月1日現在)</td> <td>基準値: 31 (R4)</td> </tr> </tbody> </table>	まちづくり指標	目標値	一人当たりの都市公園面積	5.17 m ²	本市の総人口に対する市民一人当たりの都市公園面積(4月1日現在)	基準値: 5.08 (R4)	公園等の維持管理団体数	39 団体	市民、関係団体による公園等の維持管理団体数(4月1日現在)	基準値: 31 (R4)
まちづくり指標	目標値										
一人当たりの都市公園面積	5.17 m ²										
本市の総人口に対する市民一人当たりの都市公園面積(4月1日現在)	基準値: 5.08 (R4)										
公園等の維持管理団体数	39 団体										
市民、関係団体による公園等の維持管理団体数(4月1日現在)	基準値: 31 (R4)										

イ 座間市都市マスタープラン（令和5年5月）

<p>計画期間</p>	<p>令和5年度～令和14年度</p>
<p>都市づくりの 主要課題、 都市の将来像</p>	<p>< 主要課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定住促進に資する暮らしやすい都市づくり (2) 高齢化に対応した都市構造の構築 (3) 防災・防犯に備えた安全・安心な都市づくり (4) 魅力とにぎわいの創出に資する都市づくり (5) 地域資源の保全・管理・活用 (6) 持続可能性を有した都市づくり <p>< 都市の将来像 ></p> <p>ひと・まちが輝き 未来へつなく（ 第五次座間市総合計画と同様）</p> <p>< 将来都市構造 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観拠点：市内外から多くの利用者が訪れる、公園や緑地、河川等の自然環境や本市の歴史・文化資源を活かした交流拠点 ・ 環境軸：河川や連続する緑地からなるネットワーク 
<p>緑に関する 方針・施策</p>	<p>【全体構想 分野別方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地利用の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> (3) 自然環境の管理・保全と活用・共生 2. 交通体系の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> (1) 円滑な移動を支える道路ネットワークの形成 都市内をつなぐ地域連携道路の整備・改良 3. 水と緑の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> (1) 暮らしの質を高める公園・緑地の適正な維持・管理 公園・緑地の管理・保全 公園機能の最適化 (2) 都市に潤いをもたらす水と緑の管理・保全・活用 魅力ある親水空間の形成 魅力ある緑の空間の形成 4. 都市環境の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> (3) まちの魅力を高める景観づくり 景観計画に基づく一体的な景観づくりの推進 都市的景観の創出・育成 自然的景観の保全・継承 (4) 人にも環境にもやさしい都市づくり 脱炭素型都市づくりの推進 5. 安全・安心の形成方針 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災・減災に向けた都市づくり 風水害・土砂災害対策の推進

ウ 第2次座間市環境基本計画（令和5年3月）

計画期間	令和5年度～令和12年度	
将来像	『豊かな水と緑を みんなで未来へつなぐ 環境にやさしいまち ざま』	
緑に関する方針・施策	<p><基本目標1 地球環境></p> <p>柱1-3 吸収源対策の推進 吸収源の保全と活用</p> <p>柱1-5 気候変動適応策の推進 各分野の適応策の推進</p> <p><基本目標2 自然環境></p> <p>柱2-1 緑地の保全と緑化の推進 緑化の推進 緑化意識の啓発 公園などの整備</p> <p>柱2-2 湧水・地下水の保全と活用 地下水のかん養対策</p> <p>柱2-3 農地の保全と活用 農地の整備 遊休農地の対策 地産地消の推進</p> <p>柱2-4 生物多様性の保全 自然保護の推進 自然保護意識の啓発</p>	<p><基本目標3 都市環境></p> <p>柱3-1 環境美化の向上 地区まちづくりの推進 美化活動の推進</p> <p>柱3-2 都市景観の向上 都市景観の形成 道路植栽の整備</p> <p><基本目標6 環境教育・学習></p> <p>柱6-1 環境教育・学習の推進 環境保全意識の啓発</p> <p>柱6-2 市・市民・事業者の連携強化 市民活動の支援・推進 事業者活動の支援・推進 他自治体間連携の推進</p> <p>柱6-3 環境情報の公開 環境情報の提供 教育研究の推進</p>

エ 座間市景観計画（令和元年11月25日）

基本方針	<p>座間市の景観構造を表現した「緑と屋根と坂」を生かしたまちづくりを景観づくりのテーマとして、以下の基本目標を設定している。</p> <p>ア 地形の特徴を生かす。～自然環境軸及びその周辺の景観形成～</p> <p>イ 楽しく歩ける道づくり～生活軸（シンボルロード）及び沿道沿いの景観形成～</p> <p>ウ 水辺を大切にする。～自然環境軸及びその周辺の景観形成～</p> <p>エ 歴史、文化を大事にする。～歴史・文化拠点及びその周辺の景観形成～</p>
緑に関する方針・施策	<p>別図 景観特性によるゾーン別方針図</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 田園景観ゾーン 田舎地景観ゾーン 丘陵地景観ゾーン 河川景観ゾーン 居住環境景観ゾーン 複合景観ゾーン 工業地景観ゾーン 旧街道沿道景観地区 幹線道路沿道景観地区 補助幹線道路沿道地区 水の軸（河川・水路） 緑道 地域拠点

オ 第2期座間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

計画期間	令和2年度～令和6年度
基本目標	<p>基本目標1 Z：ずっと住みたくなるまちを目指して ～郷土愛の醸成と定住の促進～</p> <p>基本目標2 A：あしたを創る地域産業の活性化を目指して ～雇用の創出と企業活動の支援～</p> <p>基本目標3 M：みらいを担う世代のすこやかな育成を目指して ～若い世代の結婚・出産・子育て～</p> <p>基本目標4 A：あんぜん・安心な地域づくりを目指して ～時代に合った地域づくり・地域間の連携～</p>
緑に関する方針・施策	<p><基本目標1の基本施策></p> <p>(2) ひまわりや湧水、自然、歴史、文化を活かした観光交流の促進</p> <p>(3) シティプロモーションの強化</p> <p>(4) 郷土愛を育む機会の充実</p> <p><基本目標4の基本施策></p> <p>(2) 危機に備えるための取組強化、防災組織の充実強化</p> <p>(3) 健康の増進と健康寿命の延伸</p>

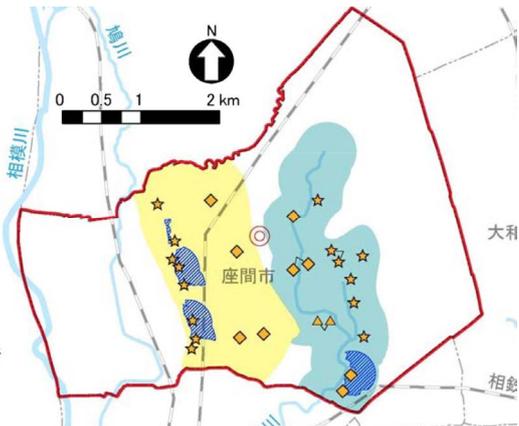
カ 座間市地域防災計画（平成29年2月） 令和6年3月改定予定

緑に関する方針・施策	<p>第2編 災害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p> <p>第1節 計画的な土地利用と市街地整備</p> <p>4 市街地の整備</p> <p>5 防災空間（オープンスペース）の確保</p> <p>(1) 都市公園の整備</p> <p>(2) 生産緑地地区の保全</p> <p>第3編 特殊災害対策計画編 第1章 災害予防対策計画</p> <p>第6節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>1 安全確保</p> <p>(1) 計画的な土地利用と市街地整備の推進</p>
------------	---

キ 座間市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）

計画期間	令和2年度～令和6年度
基本方針	<p><基本理念></p> <p>すべての人で支え合い、笑顔で子育て・子育てできるまちを目指して</p> <p><基本目標></p> <p>目標1 安心して子育てするための支援の充実</p> <p>目標2 安心して子どもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実</p> <p>目標3 子どもが心豊かに学び育つ教育環境づくりの推進</p> <p>目標4 子ども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進</p> <p>目標5 要配慮・要保護の児童や家庭への支援の充実</p> <p>目標6 子どもの未来を応援する支援の充実</p>
緑に関する方針・施策	<p>目標4 子ども・子育てに安全で安心な地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園等整備事業 ・公園等施設点検事業 ・公園等維持管理事業

ク 座間市地下水保全基本計画（平成 28 年 3 月）

計画期間	平成 28 年度～令和 7 年度
基本方針	<p>< 基本理念 > 人と地下水のかかわりを将来へ</p> <p>< 基本方針 > 地下水量の保全 地下水質の保全 水環境の保全 保全活動の推進</p>
緑に関する方針・施策	<p>4.2.地下水量の保全 (1) 積極的な地下水かん養</p> <p>4.4.水環境の保全 (1) 重点的かん養推進区域の再設定 (2) 斜面緑地の保全 (3) 湧水を中心とした憩いの場の保全</p> <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 崖線タイプ ◇ 谷頭タイプ △ その他 座間丘陵における重点的かん養推進区域 相模原台地における重点的かん養推進区域 旧重点的かん養推進区域 座間市 座間市役所 行政区画 

ケ かながわ生物多様性計画（平成 28 年 3 月） 令和 6 年 3 月改定予定

計画期間	平成 28 年度～令和 5 年度
目標	<p>地域の特性に応じた生物多様性の保全 生物多様性の理解と保全行動の促進</p>
緑に関する方針・施策	<p>< 都市・近郊エリア > 県土のエリアに即した取組 自然環境を生かした都市公園の整備や適切な管理運営 等 地域における農地、農業用施設等の保全のための共同活動への支援 等 市町と連携したアライグマの防除対策 等</p> <p>< 河川・湖沼及び沿岸エリア > 自然環境や景観、親水などに配慮した、人と自然にやさしい川づくりの推進 等 山地から平野、河口、海岸までの連続性をとらえた土砂の管理の推進 等 河川・湖沼における魚類の生息環境の改善や生態系復元等についての調査研究等 エリアをまたぐ取組 野生鳥獣との棲み分け 外来生物の監視と防除 緑地等を保全する制度の活用 緑の基本計画による生態系の保全</p>

4 計画の期間

○本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間です。
今後、関係する行政計画の改定に応じ見直しを検討します。

2 章 現況整理

1 社会情勢等の変化

(1) 社会情勢

ア 人口減少

全国的に人口減少が進行しています。年少・生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は増加しており、今後も同様の傾向が続くと推計されています。

イ 頻発化、激甚化する自然災害

気候変動が一因と考えられる異常気象が多発し、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。流域全体であらゆる関係者が協働して流域治水に取り組むことが重要とされています。

ウ 脱炭素社会の推進

平成 27 年の第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議において、令和 2 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。国内でも、令和 4 年にカーボンニュートラルを基本理念とした「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

エ 生物多様性の推進

令和 4 年に生物多様性条約第 15 回締約国会議において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。国内でも「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、生態系の健全性の回復等の方針が示されています。

オ DX (Digital Transformation)

令和 2 年に、国はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を決定し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の方針が示されています。

カ SDGs (持続可能な開発目標) への貢献

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために「持続可能な開発目標 (SDGs)」が平成 27 年 9 月に国連で採択されました。国内でも、令和 3 年に SDGs アクションプランが策定されています。

(2) 法改正等

以下の法改正等により示された事項に適切に対応するとともに、新たな制度を積極的に活用していくことが求められます。

ア 都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法

都市の緑を民間の活力を活かしながら保全、活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法などが改正されました。

この改正では、緑の基本計画の記載事項が拡充され、都市公園の管理の方針を位置付けること、農地を緑地として組み込むことが示されています。



図：平成29年の法改正内容の概要（出典：国土交通省資料）

イ グリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）

令和元年に国土交通省はグリーンインフラ推進戦略を公表し、令和 5 年には全面改訂した「グリーンインフラ推進戦略 2023」を策定しました。

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みとしてのグリーンインフラを推進していくことの重要性が示されています。

ウ 特定都市河川浸水被害対策法

水災害の激甚化・頻発化、気候変動の影響による降雨量や洪水発生頻度の増加が見込まれていることを受けて、「流域治水関連法」が整備されました。

流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めることが求められます。

エ 森林環境税及び森林環境譲与税

令和 6 年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税としての森林環境税が創設されました。税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、令和元年度から前倒して譲与されています。

2 座間市の概況

(1) 位置

○座間市は、東京から南西へ 40 km、横浜から西へ約 20 km圏内にあり、国道 246 号、首都圏中央連絡自動車道等の道路交通網や、小田急小田原線、JR 相模線、相模鉄道の鉄道網が整備され、東京、横浜方面へのアクセスに優れています。

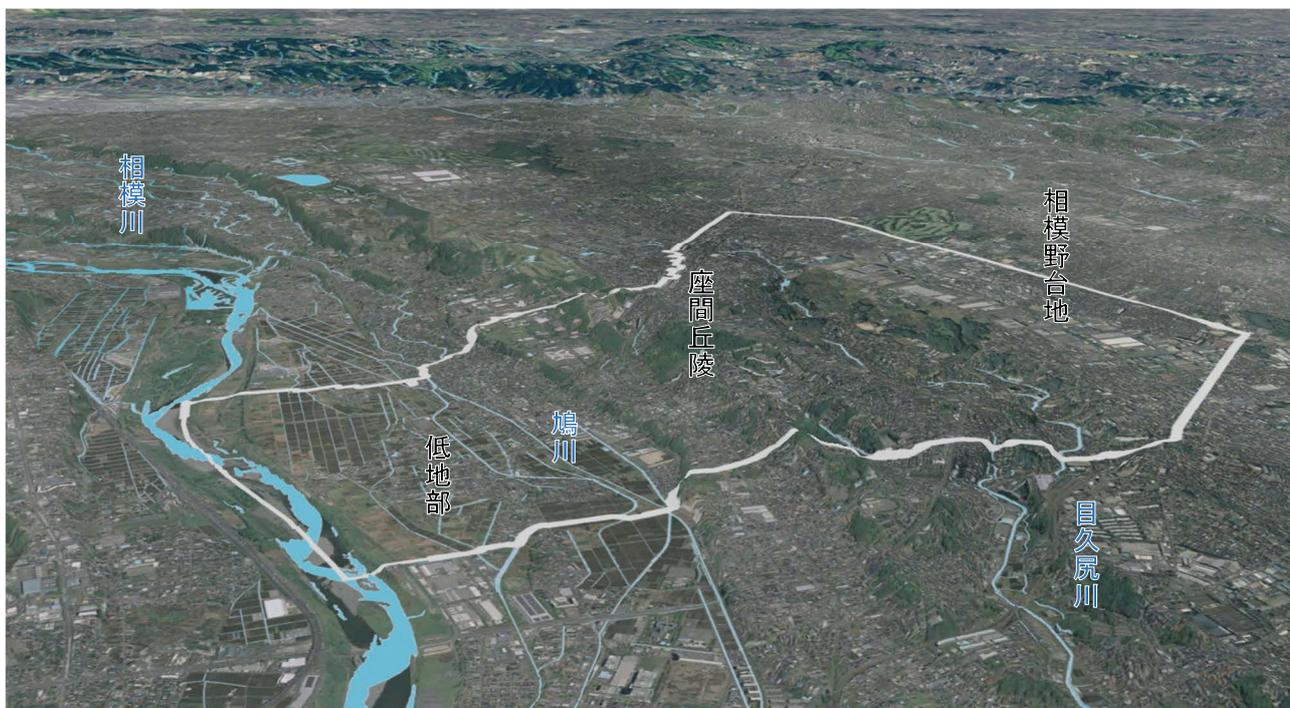


図：座間市の位置

(出典：座間市都市マスタープラン)

(2) 地勢

○座間市の地形は、相模川と低地部、河岸段丘、台地部と目久尻川の谷地から構成されています。広域的には、相模川流域の中～下流部に属し、目久尻川、鳩川等が開削した段丘や崖線沿いに、他自治体にまたがって緑が形成されています。



図：座間市の地形・河川 (出典：地理院地図を用いて作成 (高さ方向を 4 倍に強調))

(3) 人口

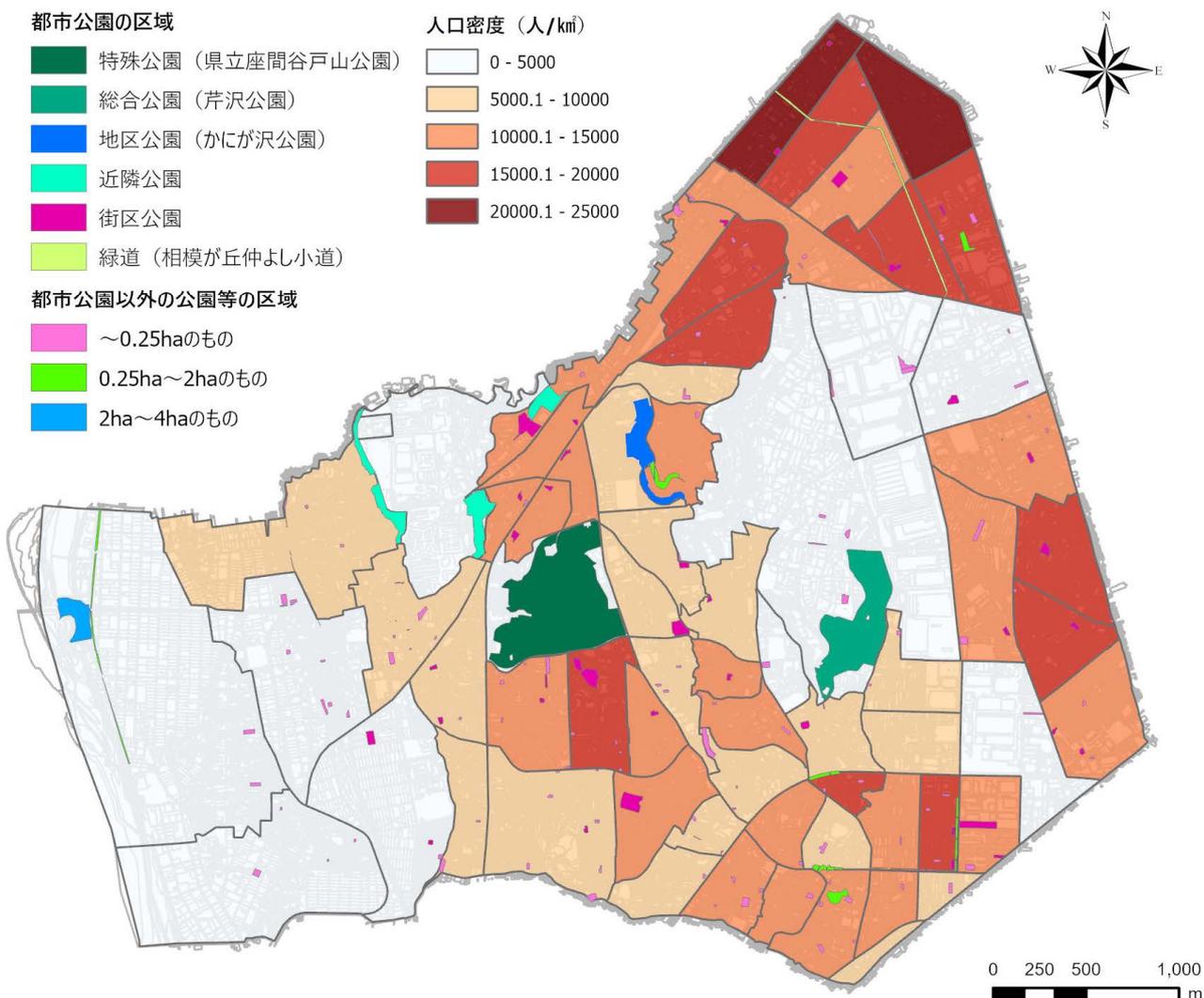
○座間市の人口は微増傾向ですが、今後減少することが見込まれています。

人口密度は市の北部、東部、南部、中央部で高くなっています。



図：座間市の人口推計（出典：ざま未来プラン）

凡例



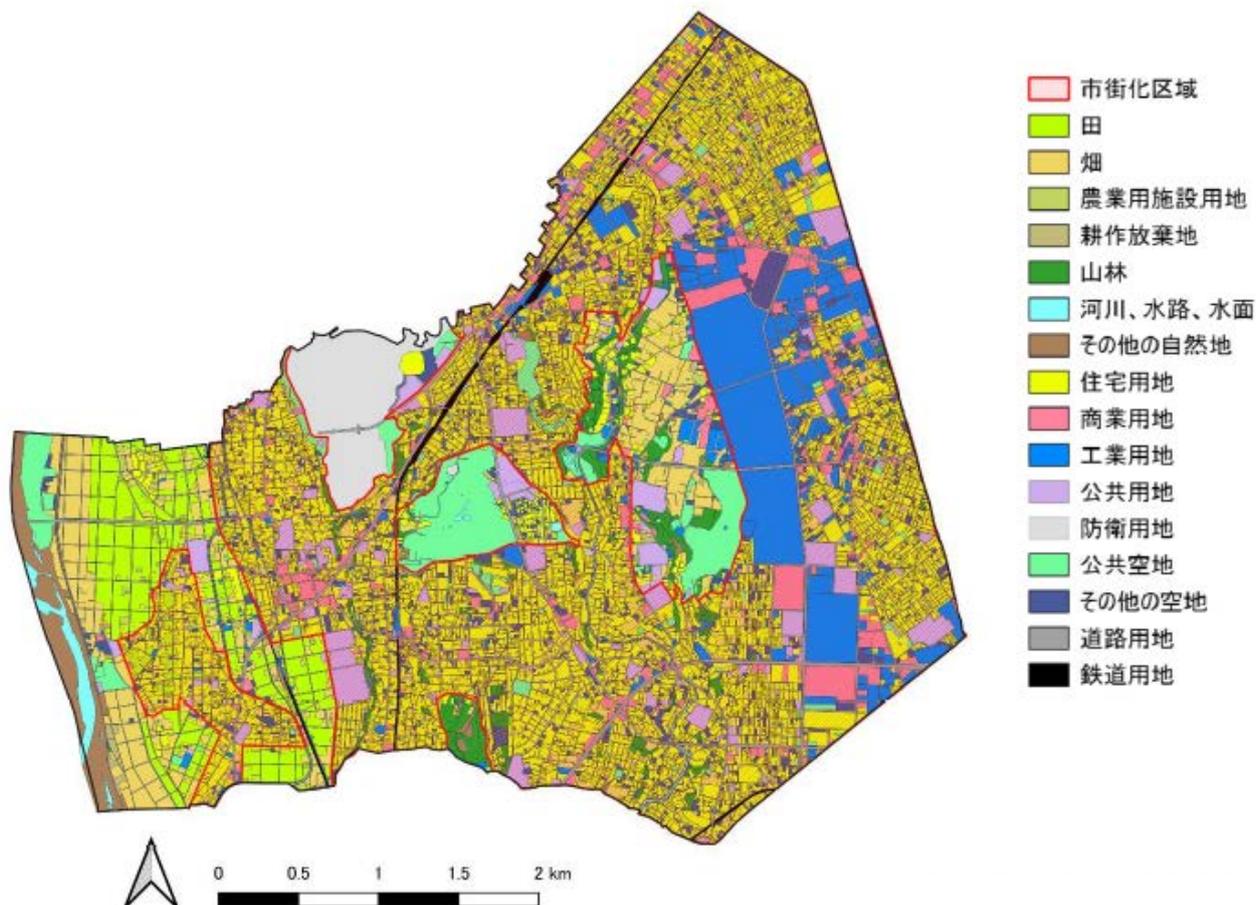
図：人口密度

（出典：令和2年国勢調査をもとに作成）

(4) 土地利用

住宅用地の割合が最も高く、市域の 3 分の 1 を占めています。農地や山林、公共空地等の自然的土地利用が住宅用地に囲まれ、また隣接して分布しています。

一部の区域では、工場跡地に大規模商業施設が立地する、農地が宅地に転用されるなど、土地利用の転換が進んでいます。

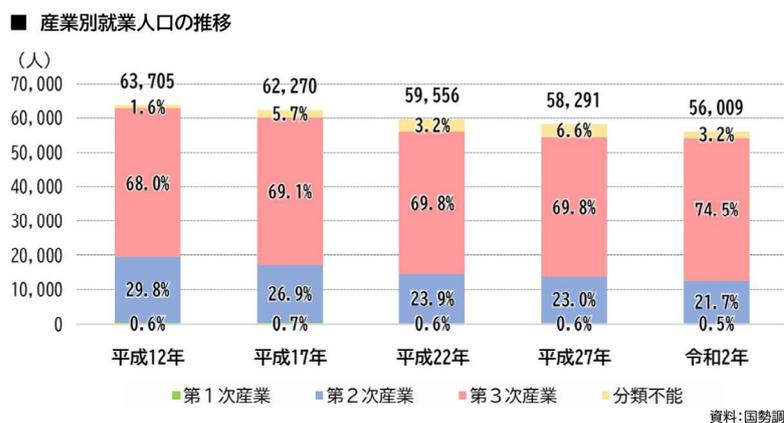


図：土地利用

(出典：令和 3 年度都市計画基礎調査)

(5) 産業

○就業人口は減少していますが、卸売業・小売業・情報通信業・金融業・不動産業・その他サービス業等の第 3 次産業の割合は増加傾向にあります。



図：産業別就業人口の推移 (出典：座間市都市マスタープラン)

3 座間市の緑の概況

(1) 緑被

概ね 100 m²以上の緑被について、緑被面積は、平成 26 年は 511.6ha でしたが、令和 5 年は 487.6 ha となり、24ha 減少しました。市内の緑被率は、平成 26 年は 28.9%、令和 5 年は 27.6%であり、1.3%減少しました。

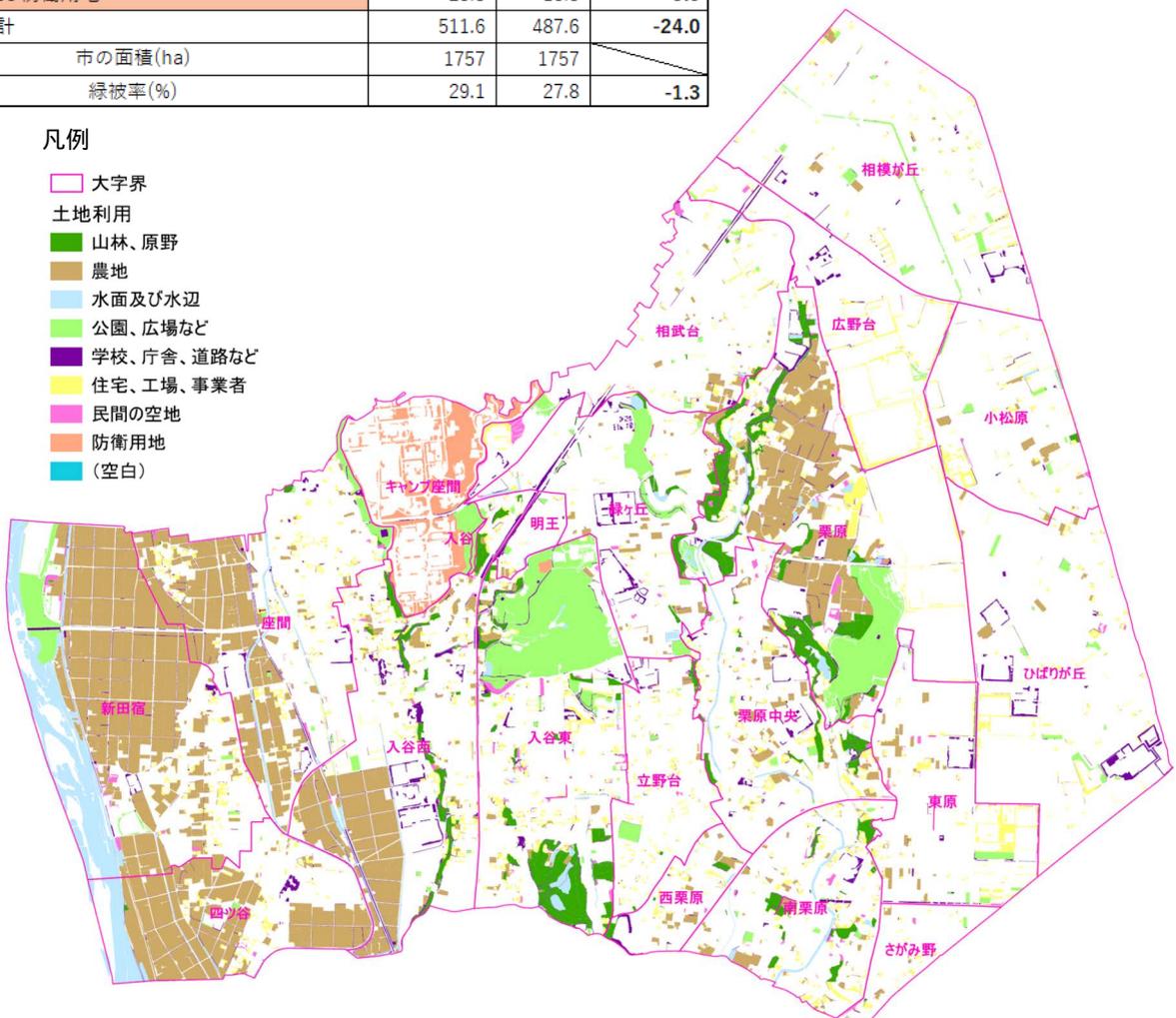
平成 26 年に比べ、特に「02 農地」が 13.6ha、「01 山林、原野」が 9.9ha と大きな減少が見られました。一方、「05 公共の施設」、「06 民間の施設」、「07 民間の空地」では緑被が増加しました。

100 m²未満の緑被を除外した値であり、前計画に記載の値とは異なる数値となっています。

土地利用区分	H26	R5	R5-H26
01 山林、原野	53.7	43.8	-9.9
02 農地	235.2	221.6	-13.6
03 水面及び水辺	47.3	41.5	-5.8
04 公園、広場など（公共の空地）	74.9	73.8	-1.1
05 学校、庁舎、道路など（公共の施設）	21.7	27.0	5.3
06 住宅、工場、事業者（民間の施設）	48.7	53.6	4.9
07 民間の空地	6.8	8.0	1.2
08 防衛用地	23.3	18.3	-5.0
計	511.6	487.6	-24.0
市の面積(ha)	1757	1757	
緑被率(%)	29.1	27.8	-1.3

凡例

- 大字界
- 土地利用
- 山林、原野
- 農地
- 水面及び水辺
- 公園、広場など
- 学校、庁舎、道路など
- 住宅、工場、事業者
- 民間の空地
- 防衛用地
- (空白)



図：座間市における緑被（令和 5 年 1 月撮影の航空写真より作成）

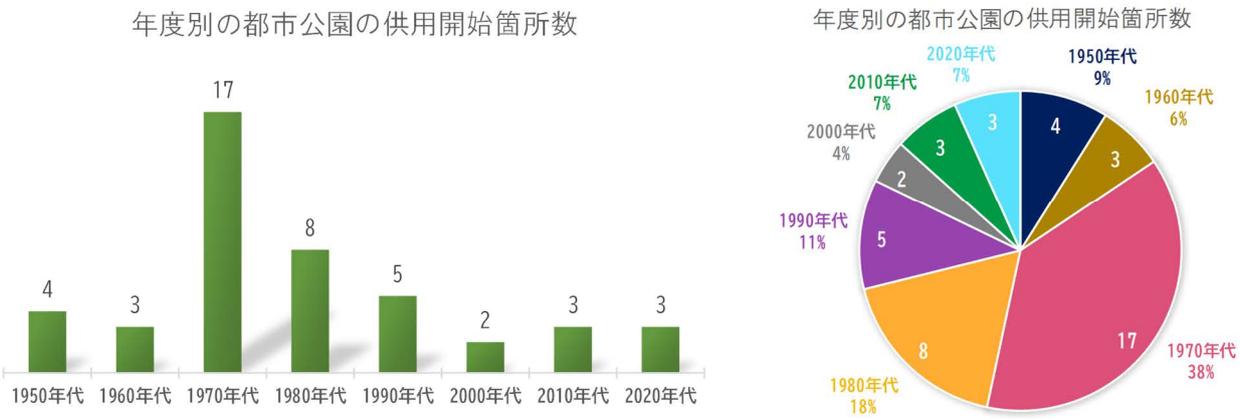
(2) 都市公園等

市には現在、46 箇所、総面積約 67ha の都市公園があります。市民一人あたりの都市公園面積は令和 5 年 4 月 1 日時点で、5.13 m²/人となっています。

表：都市公園一覧表（令和 5 年 4 月 1 日現在）

	種別	公園名称	面積(m ²)	開設年月日
都 1	近隣公園	座間公園	24,987.84	昭和 38.9.7
都 2	近隣公園	富士山公園	26,571.94	昭和 47.7.1
都 3	総合公園	芹沢公園	158,350.69	昭和 56.7.31
都 4	地区公園	かにが沢公園	44,002.92	昭和 61.3.29
都 5	街区公園	ひばりが丘公園	2,504.65	昭和 53.12.6
都 6	街区公園	東原第 1 公園	990.42	昭和 49.12.19
都 7	街区公園	グリーンタウン第 1 公園	638.40	昭和 53.10.27
都 8	街区公園	グリーンタウン第 2 公園	794.91	昭和 53.11.27
都 9	街区公園	小松原新開公園	1,333.00	昭和 63.6.1
都 10	街区公園	坂道公園	1,075.00	昭和 55.5.29
都 11	街区公園	相模が丘第 1 公園	1,042.22	昭和 57.2.5
都 12	街区公園	相模が丘第 2 公園	833.00	昭和 46.8.3
都 13	街区公園	東原さくら公園	7,099.78	昭和 63.3.25
都 14	街区公園	東原第 2 公園	890.94	昭和 S31.7.4
都 15	街区公園	東原第 3 公園	1,025.14	昭和 31.7.4
都 16	街区公園	東原第 4 公園	855.92	昭和 51.11.26
都 17	街区公園	入谷くつがた公園	3,136.00	昭和 60.4.1
都 18	街区公園	新羽根沢公園	635.00	昭和 48.1.31
都 19	街区公園	大門公園	676.11	昭和 38.12.17
都 20	街区公園	星の谷公園	793.00	昭和 38.12.17
都 21	街区公園	入谷上谷戸公園	700.00	昭和 63.6.1
都 22	街区公園	遺跡公園	9,007.00	昭和 53.10.6
都 23	街区公園	天台第 1 公園	798.51	昭和 52.8.5
都 24	街区公園	天台第 2 公園	527.65	昭和 52.8.5
都 25	街区公園	桜田公園	533.25	昭和 48.1.17
都 26	街区公園	明王第 1 公園	768.10	昭和 45.11.1
都 27	街区公園	明王第 2 公園	1,479.55	昭和 45.11.1
都 28	街区公園	立野台公園	9,325.13	昭和 34.9.23
都 29	街区公園	立野台東公園	854.40	昭和 32.3.4
都 30	街区公園	緑ヶ丘第 1 公園	595.73	昭和 45.6.19
都 31	街区公園	緑ヶ丘第 2 公園	1,047.87	昭和 45.6.19
都 32	街区公園	緑ヶ丘第 3 公園	1,622.22	昭和 49.6.26
都 33	街区公園	打越ふれあい公園	5,586.00	平成 5.3.15
都 34	近隣公園	大坂台公園	16,206.36	平成 6.10.29
都 35	街区公園	ひばりが丘第 2 公園	1,644.75	平成 7.2.24
都 36	街区公園	ひばりが丘第 3 公園	1,498.02	平成 10.1.20
都 37	街区公園	ひばりが丘第 4 公園	1,073.19	平成 9.4.1
都 38	街区公園	広野緑地公園	747.10	平成 13.4.1
都 39	街区公園	相武台けやき公園	514.68	平成 15.3.12
都 40	街区公園	にこにこ公園	2,069.15	平成 23.5.16
都 41	街区公園	なかや公園	1,846.00	平成 27.7.1
都 42	街区公園	こまつばら公園	2,150.10	平成 29.4.1
都 43	緑道	相模が丘仲よし小道	13,829.12	令和 4.1.1
都 44	街区公園	なかよし公園	3,559.00	令和 4.4.1
都 45	街区公園	スカイグリーンパーク	8,262.48	令和 4.4.1
都県	特殊公園	県立座間谷戸山公園	310,139.00	平成 5.4.29

都市公園について、その施設の状況は供用開始後 30 年を超えるものが 80%強となっています（1950 年代から 1990 年代の合計）。特に 1970 年代以前に整備された都市公園は 50 年以上経過しており、公園施設の長寿命化を目指し、定期的な施設の改修を行っています。



図：年度別の都市公園の供用開始箇所数（令和 4 年度末時点）

都市公園以外にも、子供広場・多目的広場、緑地帯等が市内各所に確保されています(子供広場 81 箇所、多目的広場 20 箇所、緑地帯等 24 箇所：令和 5 年 6 月時点)。

都市公園と子供広場、多目的広場、緑地帯等の分布を見てみると、その誘致圏が市内の多くの範囲をカバーしています。ただし、人口密度が高いエリアでも一部誘致圏がカバーできていない箇所があります。一方、複数の公園が近接し、誘致圏が重複しているエリアも見られます。これらの都市公園等の施設の分布状況を見てみると、北部の人口密度の高い地域に遊具等の施設が少ない状況です。一方で、中央部では同種の遊具が近接して配置されている状況です。また、トイレ等の利便施設についても配置の偏りが見られます。複合遊具などについては比較的規模の大きな公園に配置され、スプリング遊具など幼児向けの遊具は不足していると言えます。これらの状況を踏まえ、市民ニーズを踏まえた適切な都市公園等のあり方を検討することが重要です。

凡例

都市公園の区域

- 特殊公園（県立座間谷戸山公園）
- 総合公園（芹沢公園）
- 地区公園（かみが沢公園）
- 近隣公園
- 街区公園
- 緑道（相模が丘仲よし小道）

都市公園以外の公園等の区域

- ～0.25haのもの
- 0.25ha～2haのもの
- 2ha～4haのもの

誘致圏（都市公園）

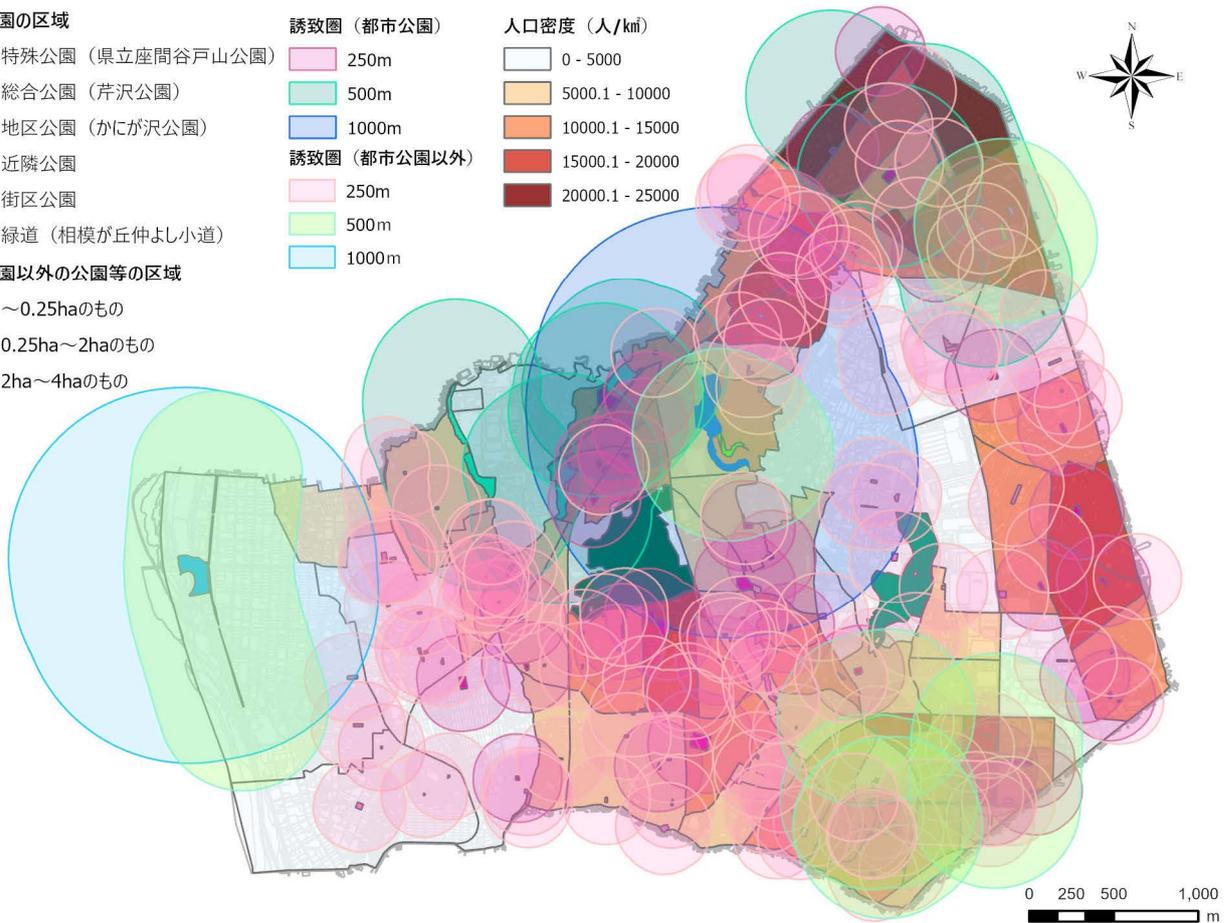
- 250m
- 500m
- 1000m

誘致圏（都市公園以外）

- 250m
- 500m
- 1000m

人口密度（人/km²）

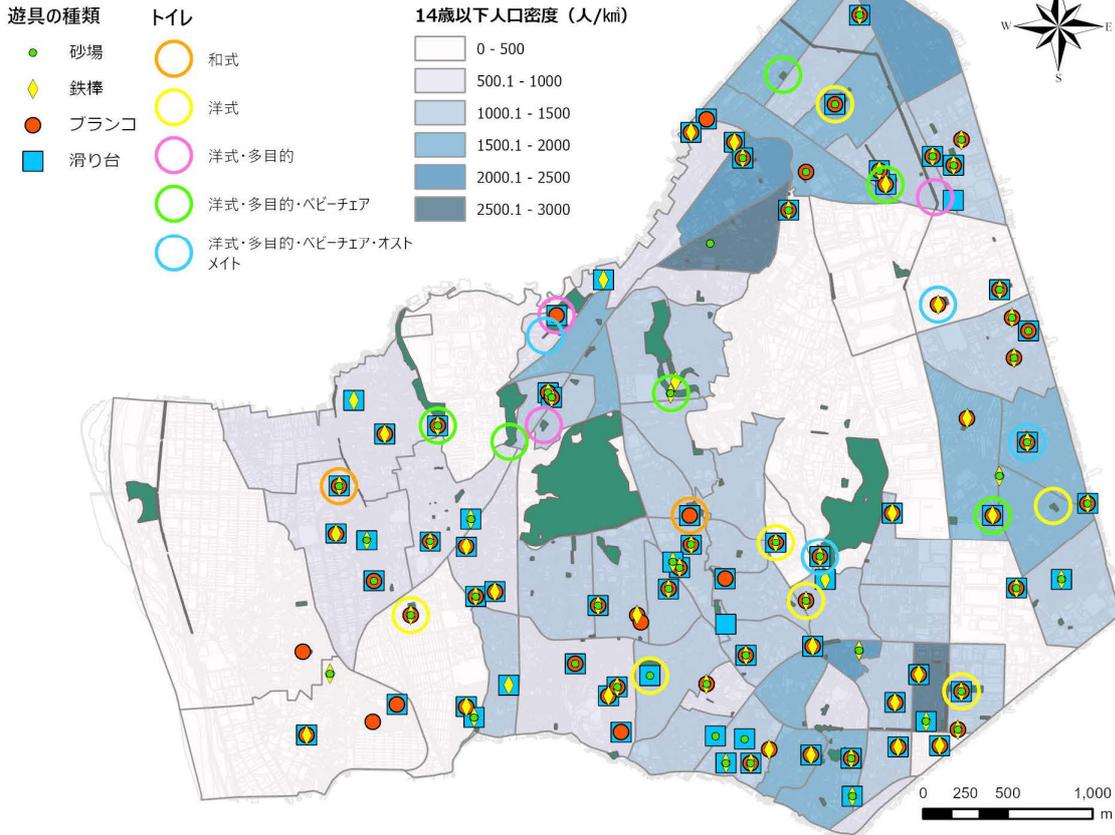
- 0 - 5000
- 5000.1 - 10000
- 10000.1 - 15000
- 15000.1 - 20000
- 20000.1 - 25000



図：都市公園と子供広場、多目的広場、緑地帯等 位置図

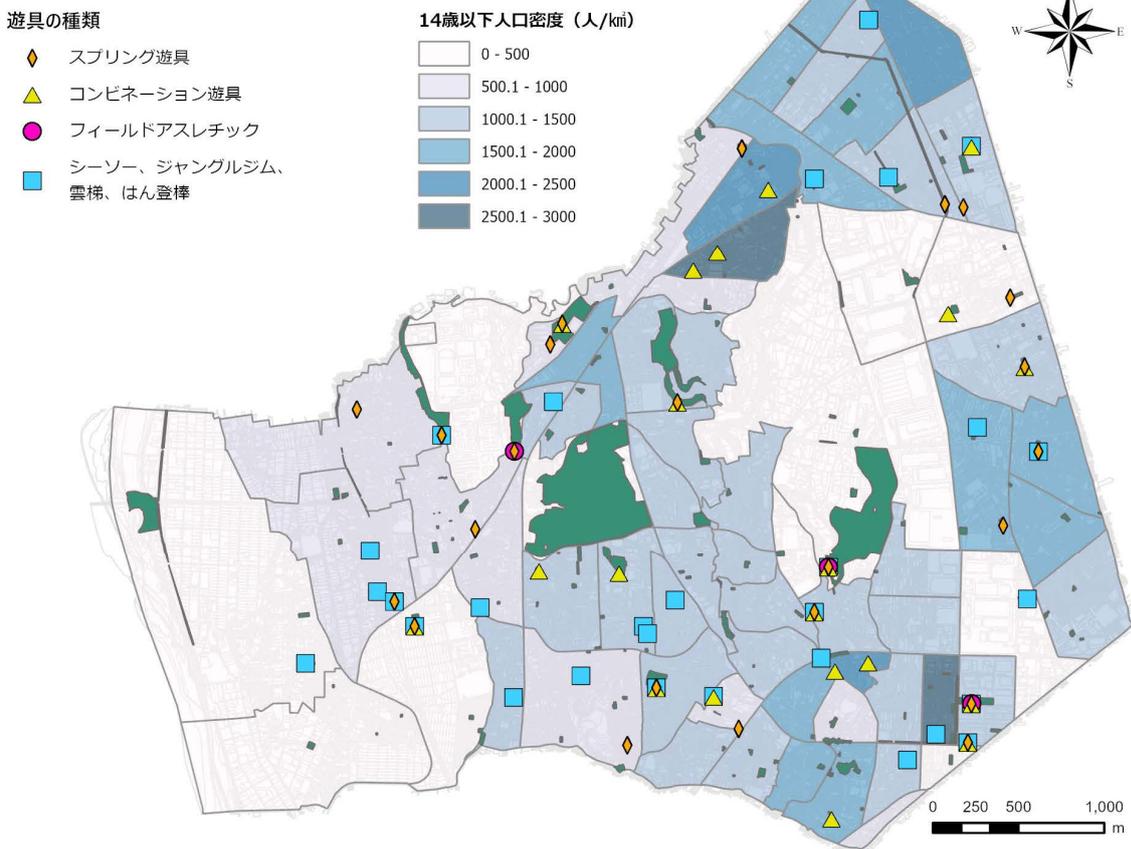
子供広場、多目的広場、緑地帯等の誘致圏域については、都市公園の誘致圏域の設定基準を参考に、面積ごとに250m、500m、1000mのいずれかを設定しています。

凡例



図：都市公園等における施設（基本的な遊具とトイレ）

凡例



図：都市公園等における施設（複合遊具など）

(3) 公共施設緑地

公共施設緑地としては、市民農園、相模川河川敷に整備された水と緑の風広場、さがみグリーンライン、街路樹、学校などがあります。

市民農園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき整備された緑地です。座間に3箇所、栗原に6箇所、入谷に1箇所整備されており、市民が土とふれあう場として開放されています。
水と緑の風広場 さがみグリーンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び神奈川県、国が推進する相模川周辺の地域整備に基づき、座間市周辺部分(川と自然のシンボル拠点)の中核施設となる緑地です。 ・ 相模川河川敷は、市の行事である大凧まつりの会場など、水辺のオープンスペースとして、さまざまに利用されています。
街路樹等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道11号線、13号線、17号線など延長4,541mにおいて街路樹・植栽帯が整備されています。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市には、11箇所の小学校、6箇所の中学校及び3箇所の高等学校があります。このうち9箇所の小学校、5箇所の中学校、全ての高等学校は広域避難場所として指定されており、防災上貴重なオープンスペースとなっています。
その他の 公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の公共施設緑地として、運動施設である座間市民球場新田宿グラウンド、栗原遊水地、第一配水場、かみが沢緑地などがあげられます。

(4) 民間の緑

民間の緑地としては、社寺や住宅、工場、ゴルフ練習場などの緑があります。

近年では座間駅前のざまにわや、ホシノタニ団地等民間企業によって魅力的な緑の空間が創出され、まちのイメージ向上に寄与しているものもみられます。イオンモール座間ではABINC認証を取得するなど、豊かな緑の空間を創出しています。



写真：ざまにわ



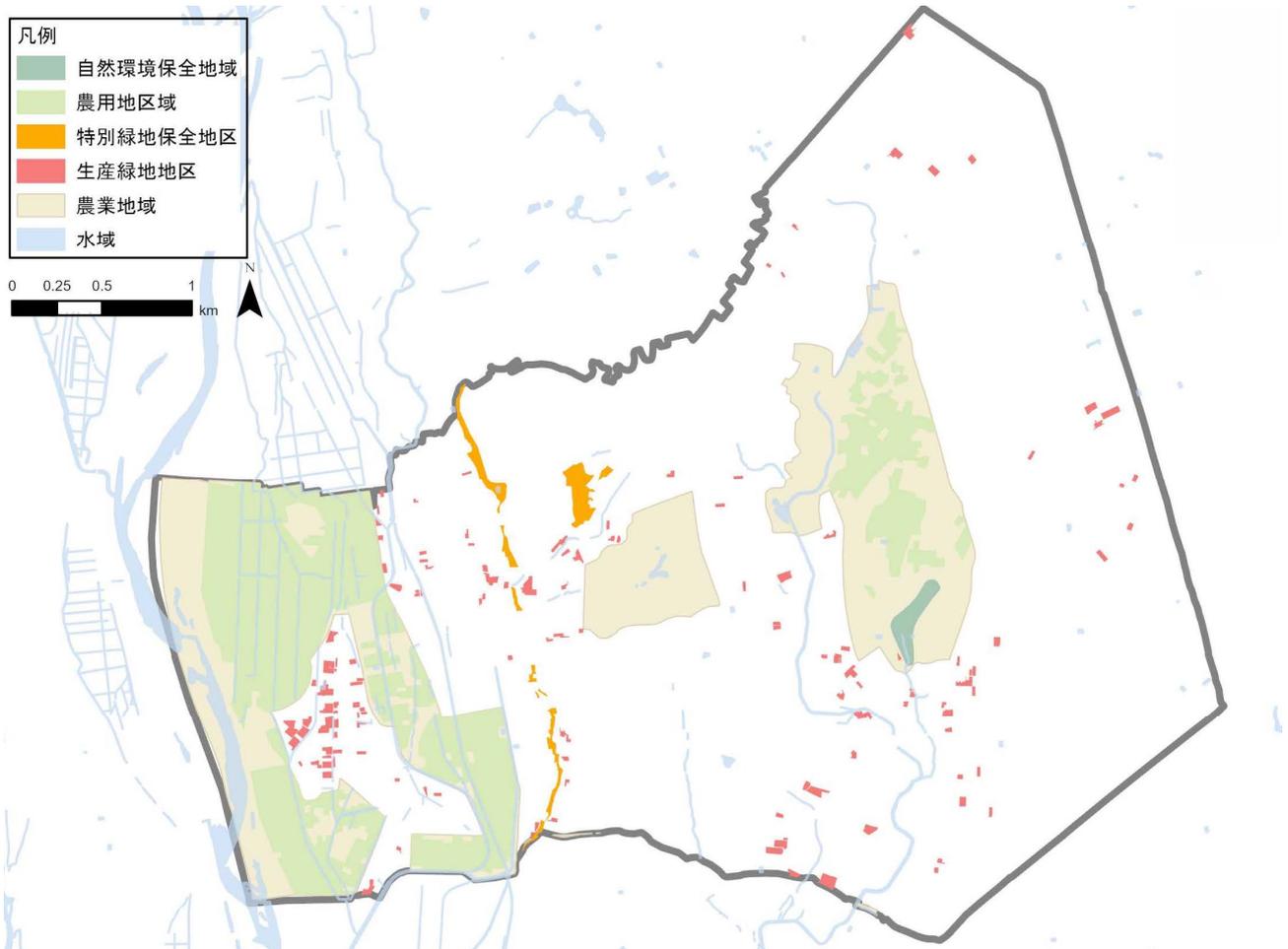
写真：ホシノタニ団地



写真：イオンモール座間

(5) 地域制緑地

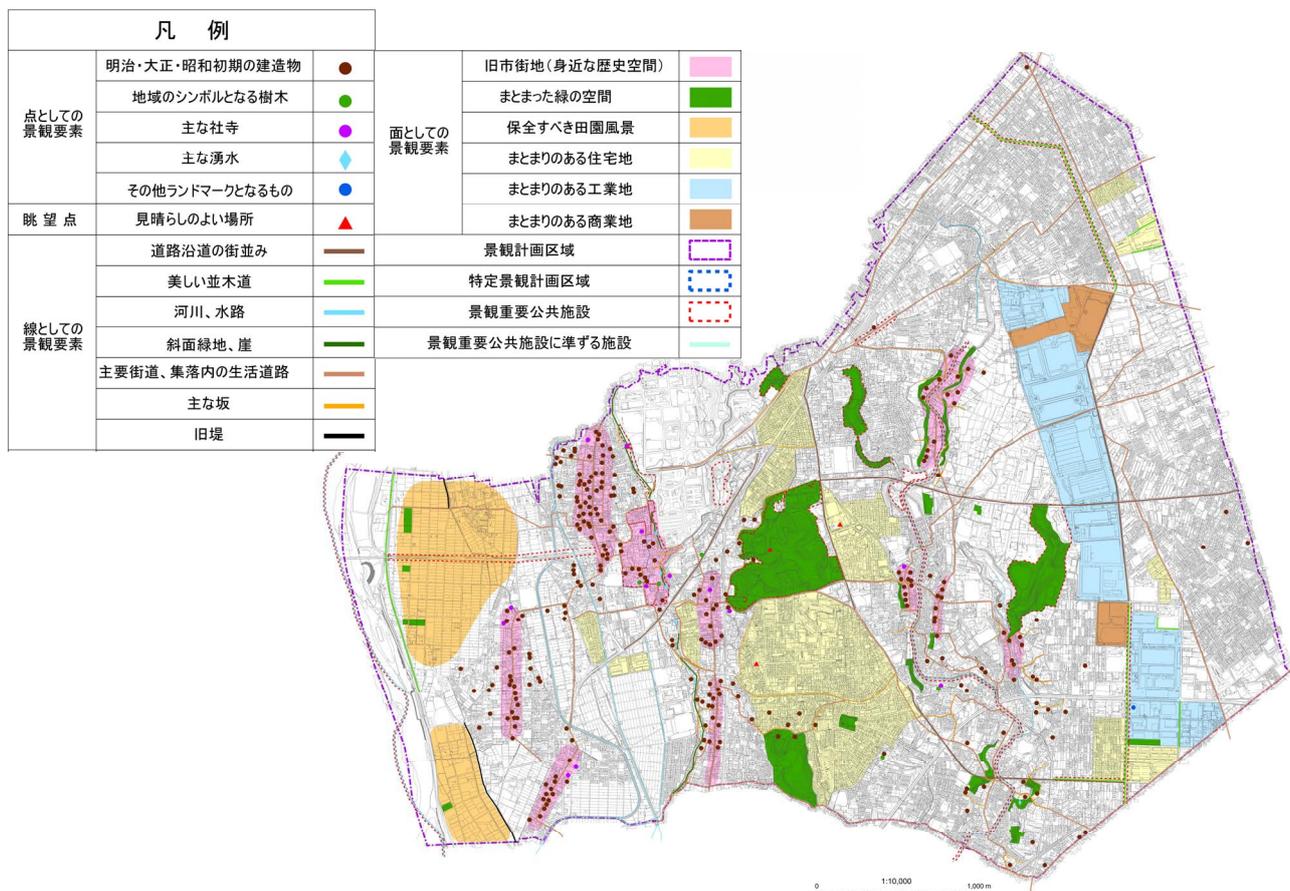
地域制緑地としては、自然環境保全地域(約 2.1ha)、農用地区域(166ha)、特別緑地保全地区(約 10.3ha)、生産緑地地区(16.9ha)があります。市では、座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 27 号)の施行規則により、樹木保全地域が全 151 箇所、約 7.1ha 指定されています。



図：地域制緑地 位置図（ 樹木保全地域を除く）

(6) 景観要素

地域のシンボルとなる樹木や社寺、湧水、並木道、河川・水路、斜面緑地、旧堤、芹沢公園などのまとまった緑の空間、保全すべき田園風景などが座間市の景観の要素となっています。



図：良好な景観要素の分布図（出典：令和3年度都市計画基礎調査）

(7) 河川・湧水等の水辺

座間市の河川は相模川、目久尻川、鳩川です。これらの河川には親水空間が整備されているところもあり、子どもの遊び場や地域住民の憩いの場として利用されています。

湧水は、崖線沿いなどで湧出しています。これらの湧水は、住民に日常的に利用されているほか、農業や工業にも利用されています。

地下水位は近年大きな変動をしていますが、座間市の水道水の80%以上を占める地下水を今後も保全するために、雨水浸透の推進が求められます。



写真：番神水公園の湧水



写真：地域住民に利用されている湧水

4 座間市民と緑

(1) 緑を活かしたまちづくり

本市では市民による緑を活かしたまちづくりが盛んであり、魅力あるまちが形成されています。

公園などの花壇の植え替え管理、公園の樹木への樹名板設置、会員親睦視察研修会、自然観察会の開催、伝統的な行事の実施を通じて地域の歴史を知る活動などが、市内の活動団体によって行われています。

相模が丘仲よし小道では、緑道づくりや幼稚園・小中学校との交流イベント、季節イベントが市内の活動団体によって行われ、緑道が地域イベントの場となり、地域の愛着醸成に貢献しています。

さがみ野地区では市内の活動団体によって環境美化活動が行われており、「住むことに誇りが持てる街」を活動目的として、緑地帯の花壇化及び30か所に及ぶ花壇の維持管理、年2回の植栽作業が実施されています。

相模川グラウンド周辺では遊休農地を活用して毎年ひまわりの植栽が行われ、首都圏最大規模の約55万本が夏に開花します。市内中学校では9月の始業式に合わせてひまわりを植えています。商店街ではひまわりを使った焼酎やクッキーが販売されるなど、ひまわりによるまちづくりも進んでいます。

「座間市緑化祭り」が毎年開催されており、芹沢公園にて、記念樹の植樹やポット苗販売、花のアレンジメントといった体験講座などが行われています。

「座間市緑化祭り」は名称変更の予定



写真：市民団体による花壇への花植え



写真：市民団体による自然観察



写真：ひまわりまつり



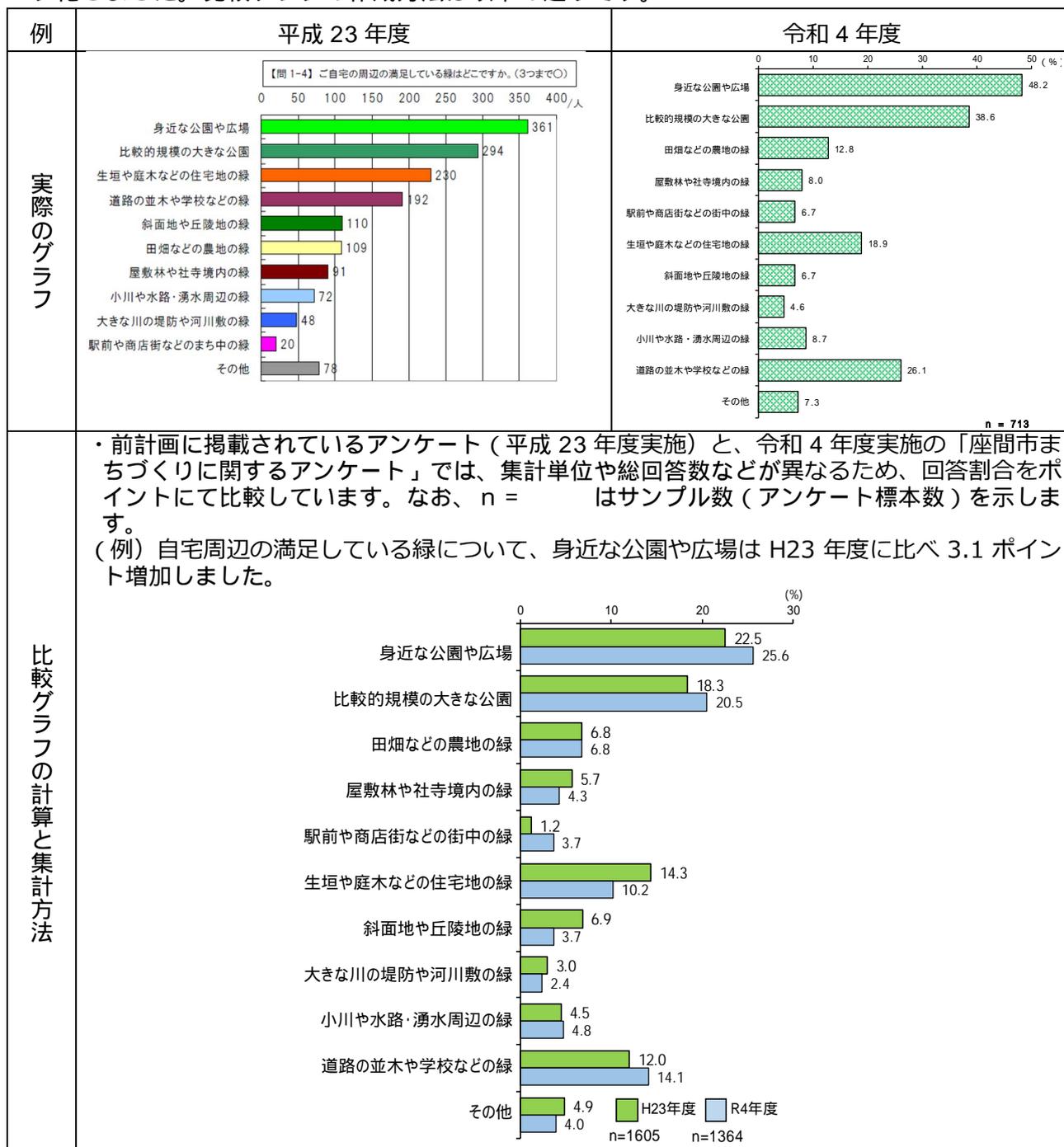
写真：座間市緑化祭り

(2) 座間市緑のまちづくりに関するアンケート

緑のまちづくりに関するご意見を伺うアンケート調査を行いました。

調査地域	座間市全域	調査対象	座間市在住の 18 歳以上の男女 2,000 人
抽出法	住民基本台帳法に基づく無作為抽出	調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 5 年 1 月 19 日 (木) ~ 2 月 12 日 (日)		
回収数	768 人	有効回答	766 人 (38.3%)

本計画において、平成 23 年度と同じ設問については令和 4 年度結果との比較を行うため、グラフ化しました。比較グラフの作成方法は以下の通りです。



アンケート調査において、公園・広場・緑地帯等について以下のように定義しました。

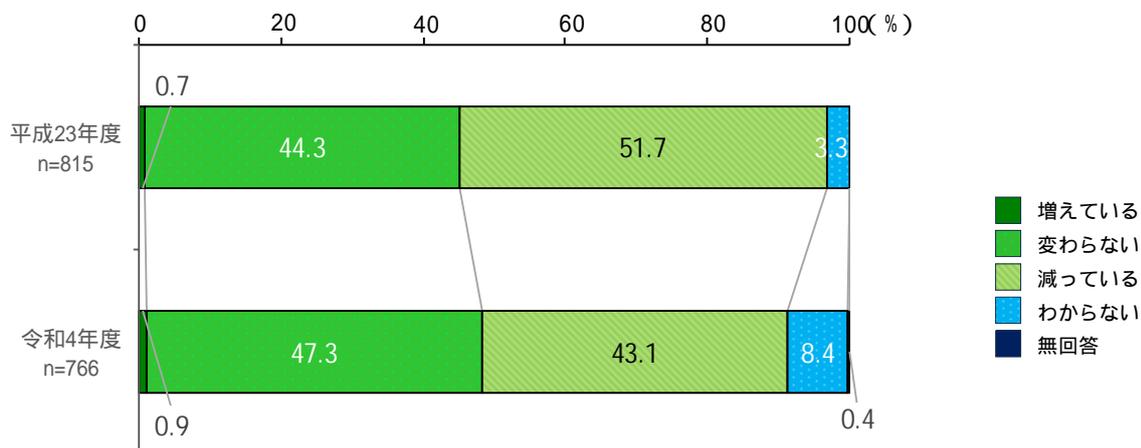
定義 (アンケート項目 4 公園・広場・緑地帯等について、お聞きします 問 13 において定義を示した内容)		本計画の文中やグラフでの表現
身近な小さな公園・広場・緑地帯等	ご自宅から概ね徒歩 10 分以内の範囲にある規模の小さな公園・広場・緑地帯等 例：街区公園、多目的広場、子供広場など	身近な公園・広場・緑地帯等
比較的規模の大きな公園	自宅からの距離に関わらず規模が大きいと考えられる公園 例：近隣公園、地区公園など	比較的規模の大きな公園

ア 自宅周辺の緑について

問：ご自宅の周辺の緑の量の変化についてどのように感じていますか。(○は1つ)

○令和4年度は、「変わらない」47.3%、「減っている」43.1%、「わからない」8.4%、「増えている」0.9%、「無回答」0.4%でした。

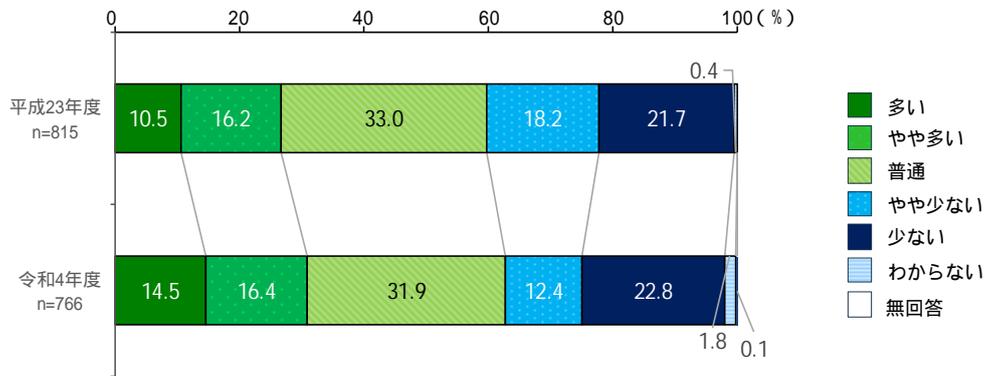
平成23年度と比較すると、「減っている」は8.6ポイント減り、「変わらない」は3.0ポイント増えました。



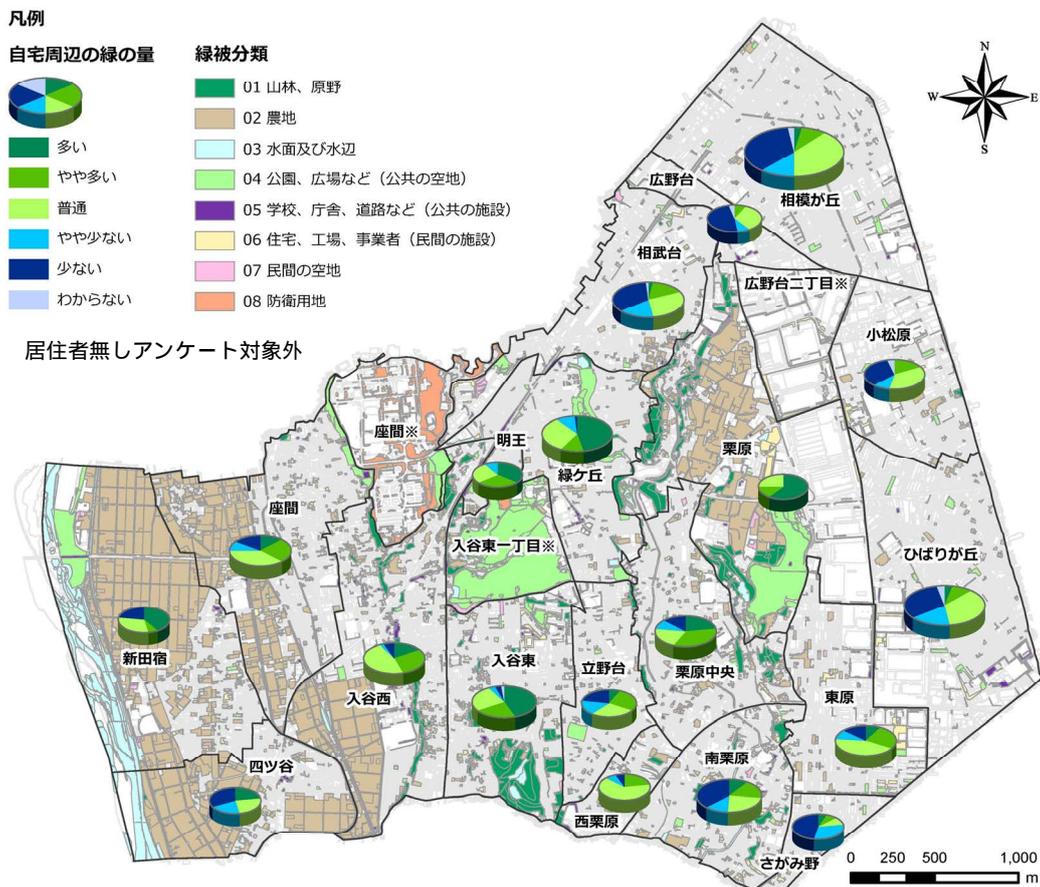
問：ご自宅の周辺の緑の量について、どのように感じていますか。（○は1つ）

令和4年度は「普通」31.9%、「少ない」22.8%、「やや多い」16.4%、「多い」14.5%、「やや少ない」12.4%、「わからない」1.8%、「無回答」0.1%でした。

平成23年度と比較すると、自宅周辺の緑を「多い」と感じる割合は4.0ポイント、「やや多い」は0.2ポイント増えました。「少ない」については、1.1ポイント増え、「やや少ない」は5.8ポイント減りました。



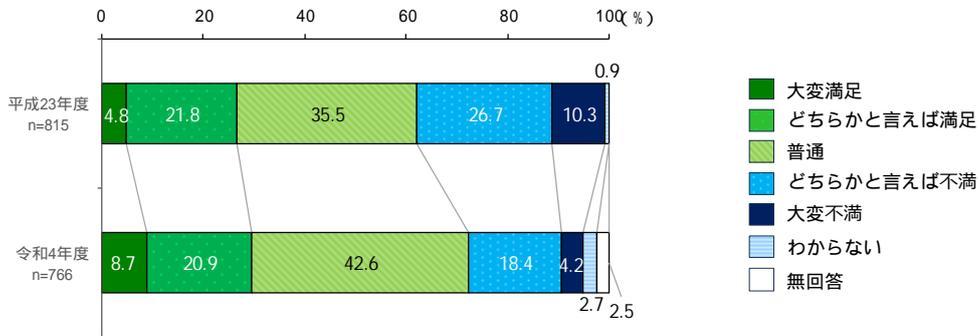
令和4年度の回答を地域別に見てみると、緑の量が「多い」、「やや多い」の合計が40%を超えて高い地域は、入谷東、栗原、栗原中央、新田宿、緑ヶ丘、明王でした。緑の量が「少ない」、「やや少ない」の割合が高い地域は、さがみ野、広野台、四ツ谷、ひばりが丘、南栗原、相模が丘、相武台、小松原といった地域で、これらの地域は、四ツ谷を除いては座間市の東側に位置しています。



図：緑の量についての回答（地域別）

問：ご自宅の周辺の緑に満足していますか（○は1つ）

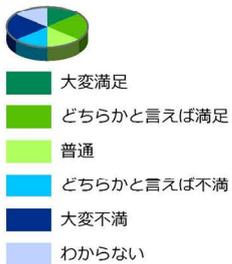
○令和4年度は「普通」42.6%、「どちらかと言えば満足」20.9%、「どちらかと言えば不満」18.4%、「大変満足」8.7%、「大変不満」4.2%、「わからない」2.7%、「無回答」2.5%でした。平成23年度と比較すると、「大変満足」の割合が3.9ポイント増え「どちらかといえば満足」の割合は0.9ポイント減りました。「大変不満」は6.1ポイント減り、「どちらかといえば不満」は8.3ポイント減りました。「普通」と回答した割合は7.1ポイント増えました。



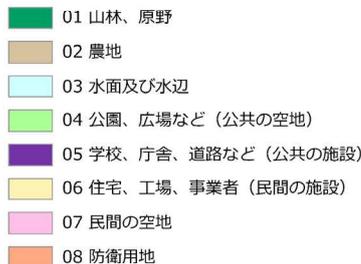
令和4年度の回答を地域別に見てみると、「大変満足」、「どちらかといえば満足」の合計が50%を超えて満足と回答している地域は、入谷東、栗原、緑ヶ丘、明王でした。一方、「大変満足」、「どちらかといえば満足」の合計が20%を下回る地域は小松原、相模が丘、相武台、ひばりが丘、広野台でした。

凡例

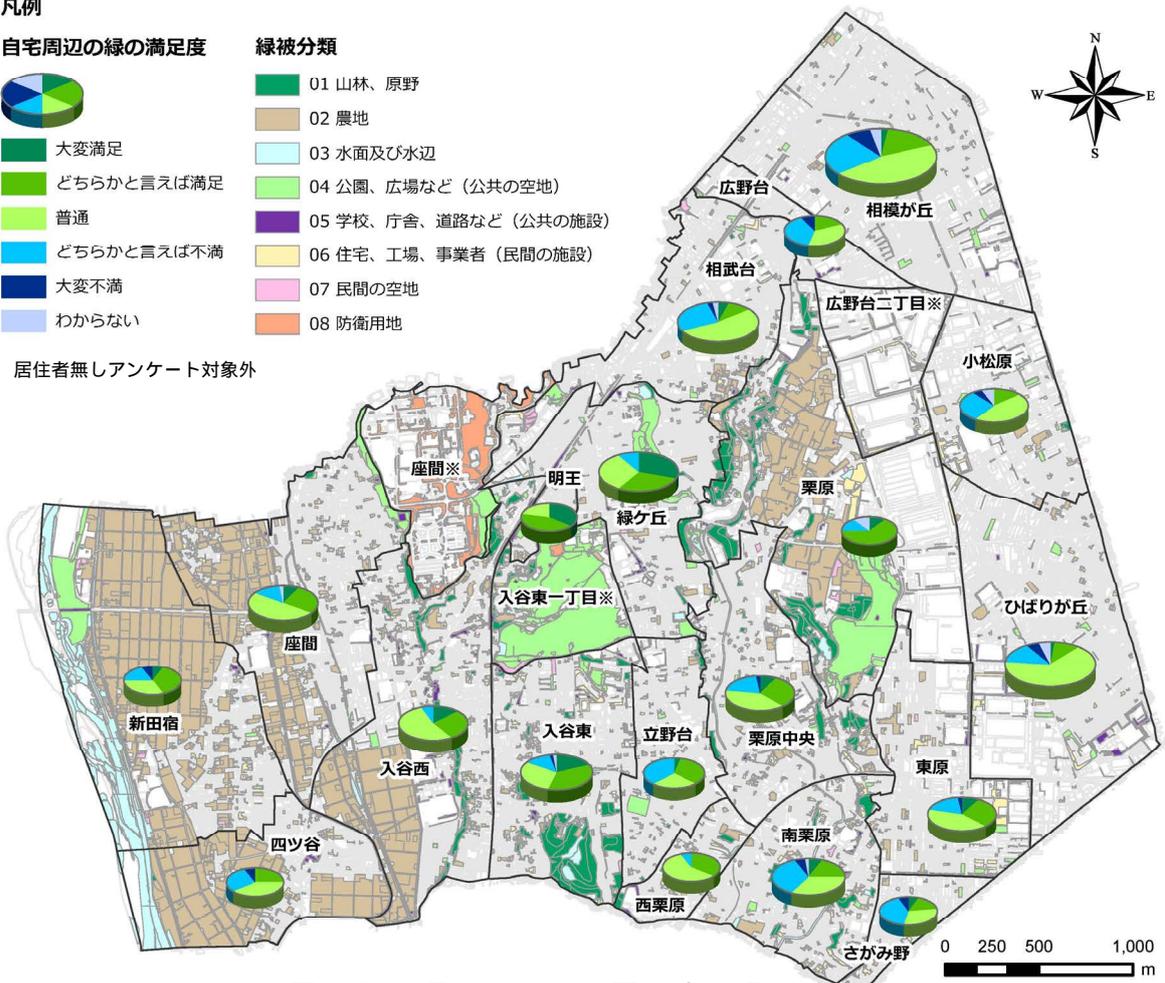
自宅周辺の緑の満足度



緑被分類



居住者無しアンケート対象外



図：緑の満足度についての回答（地域別）

問：ご自宅の周辺の満足している緑はどこですか。（○は3つまで）

○令和4年度の上位3つは「身近な公園や広場」25.6%、

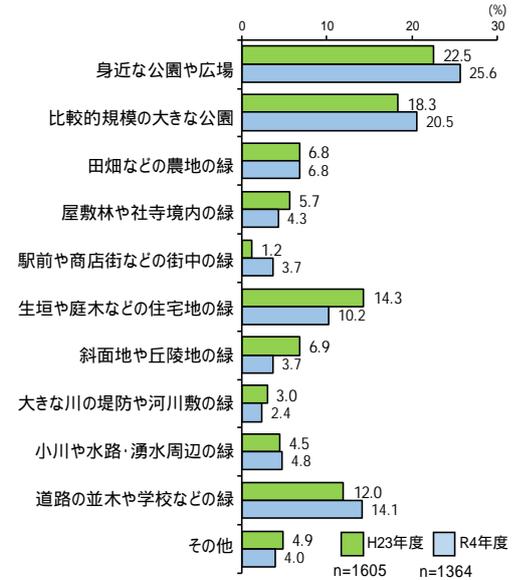
「比較的規模の大きな公園」20.5%、「道路の並木や学校などの緑」14.1%でした。回答割合の低かったものは「大きな川の堤防や河川敷の緑」2.4%、「駅前や商店街などの街中の緑」3.7%、「斜面地や丘陵地の緑」3.7%でした。

平成23年度と比較すると、変化の割合が最も大きいものは「生垣や庭木などの住宅地の緑」で、4.1ポイント減りました。次に変化の割合が大きいものは「身近な公園や広場」で、3.1ポイント増えました。

<令和4年度の回答の地域別分析>

「身近な公園や広場」と「比較的規模の大きな公園」を合わせた公園の緑については、明王、立野台、緑ヶ丘、ひばりが丘、入谷東、栗原中央、小松原、西栗原で回答割合が50%以上となりました。

その他特徴的な点として、「田畑などの農地の緑」の割合が比較的高い地域として四ツ谷、新田宿、座間、「小川や水路・湧水周辺の緑」の割合が比較的高い地域として座間、南栗原、「駅前や商店街などの街中の緑」の割合が比較的高い地域として入谷東、入谷西、小松原、「道路の並木や学校などの緑」の割合が比較的高い地域として相模が丘、ひばりが丘、さがみ野、東原、広野台が目立つなど、地域ごとに満足している緑に違いが見られました。



凡例

自宅周辺の満足している緑

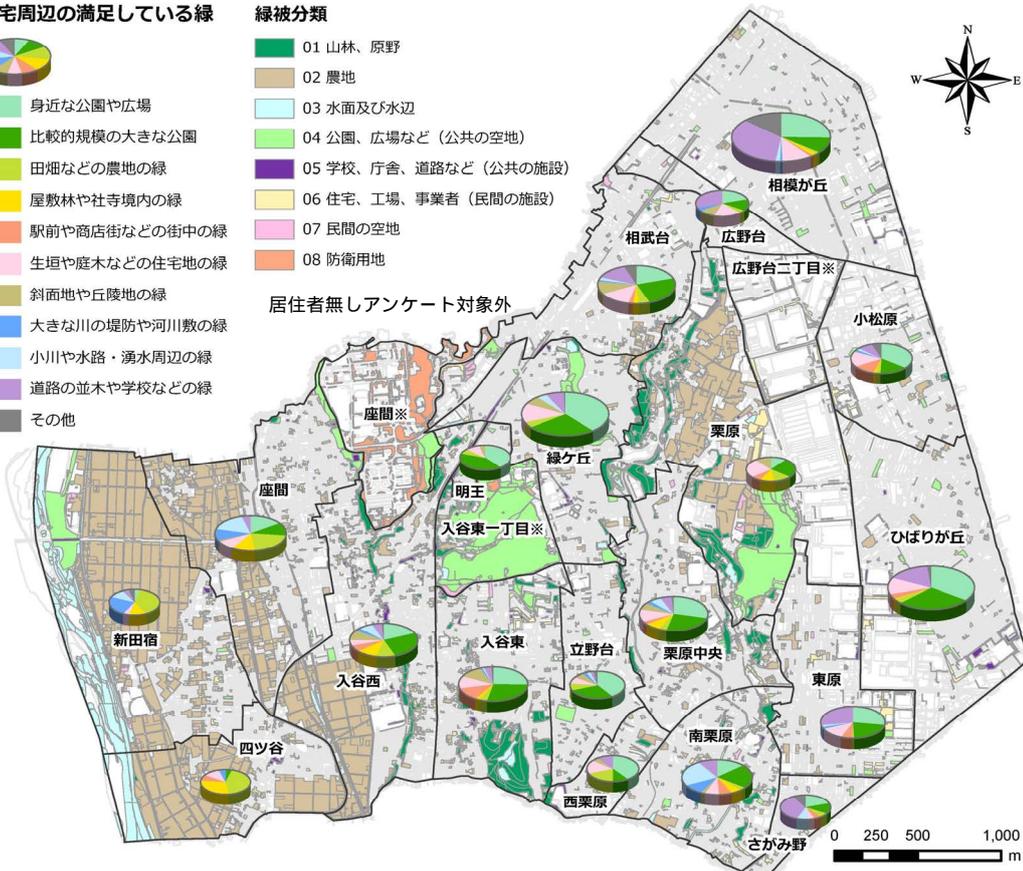


- 身近な公園や広場
- 比較的規模の大きな公園
- 田畑などの農地の緑
- 屋敷林や社寺境内の緑
- 駅前や商店街などの街中の緑
- 生垣や庭木などの住宅地の緑
- 斜面地や丘陵地の緑
- 大きな川の堤防や河川敷の緑
- 小川や水路・湧水周辺の緑
- 道路の並木や学校などの緑
- その他

緑被分類

- 01 山林、原野
- 02 農地
- 03 水面及び水辺
- 04 公園、広場など（公共の空地）
- 05 学校、庁舎、道路など（公共の施設）
- 06 住宅、工場、事業者（民間の施設）
- 07 民間の空地
- 08 防衛用地

居住者無しアンケート対象外



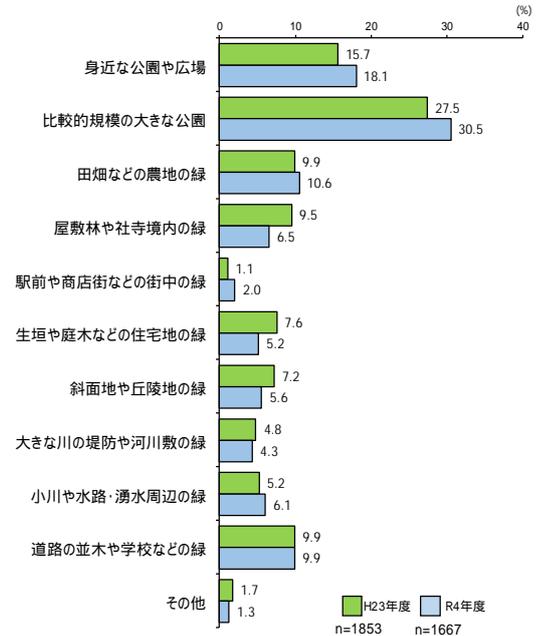
図：満足している緑の種類についての回答（地域別）

イ 市内の緑について

問：市全体で多いと感じる緑はどれですか。（ はいくつでも ）

○令和 4 年度の上位 3 つは「比較的規模の大きな公園」30.5%、「身近な公園や広場」18.1%、「田畑などの農地の緑」10.6%でした。回答割合の低かったものから「駅前や商店街などの街中の緑」2.0%、「大きな川の堤防や河川敷の緑」4.3%、「生垣や庭木などの住宅地の緑」5.2%でした。

平成 23 年度と比較すると、10 年間で変化の割合が最も大きいものは、増加については「比較的規模の大きな公園」が 3.0 ポイント増え、「屋敷林や社寺境内の緑」については 3.0 ポイント減りました。

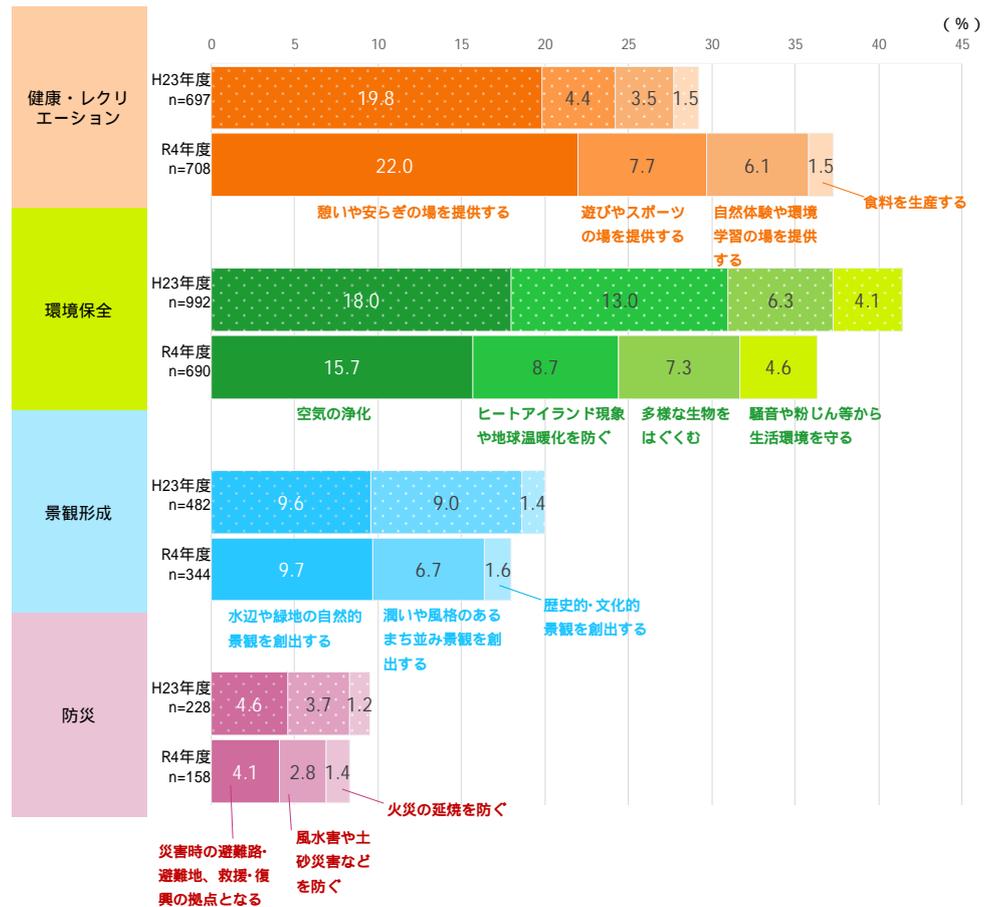


問：あなたが市内の緑に求める機能はなんですか。（ は 3 つまで ）

○令和 4 年度は「健康・レクリエーション」、「環境保全」、「景観形成」、「防災」の 4 種の分野を用いて結果を整理すると、「健康・レクリエーション」、次いで「環境保全」の分野の回答が多くなりました。

○特に、「健康・レクリエーション」の分野の「憩いや安らぎの場所を提供する」が高い値となりました。

平成 23 年度と比較すると、「健康・レクリエーション」分野の回答割合が増えました。



ウ 公園等について

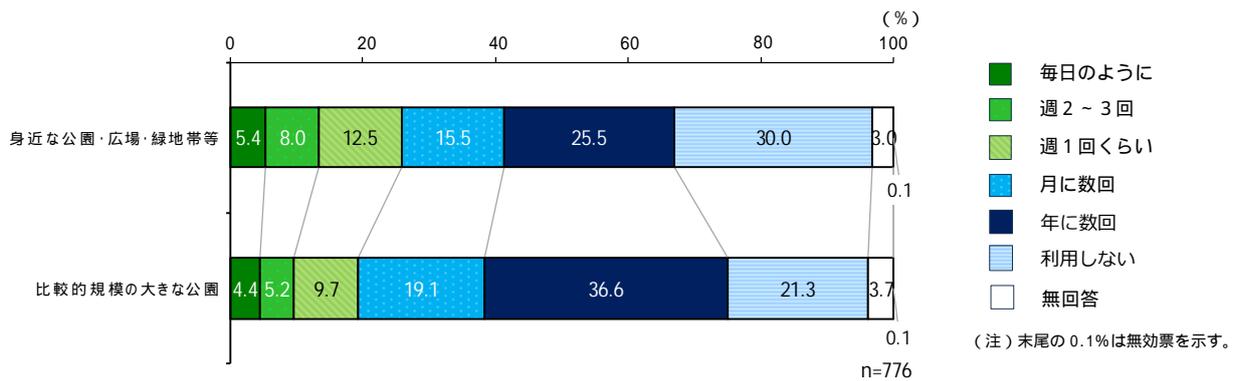
○身近な公園・広場・緑地帯等、比較的規模の大きな公園について伺いました。

問：身近な公園・広場・緑地帯等を利用する頻度はどのくらいですか。(○は1つ)

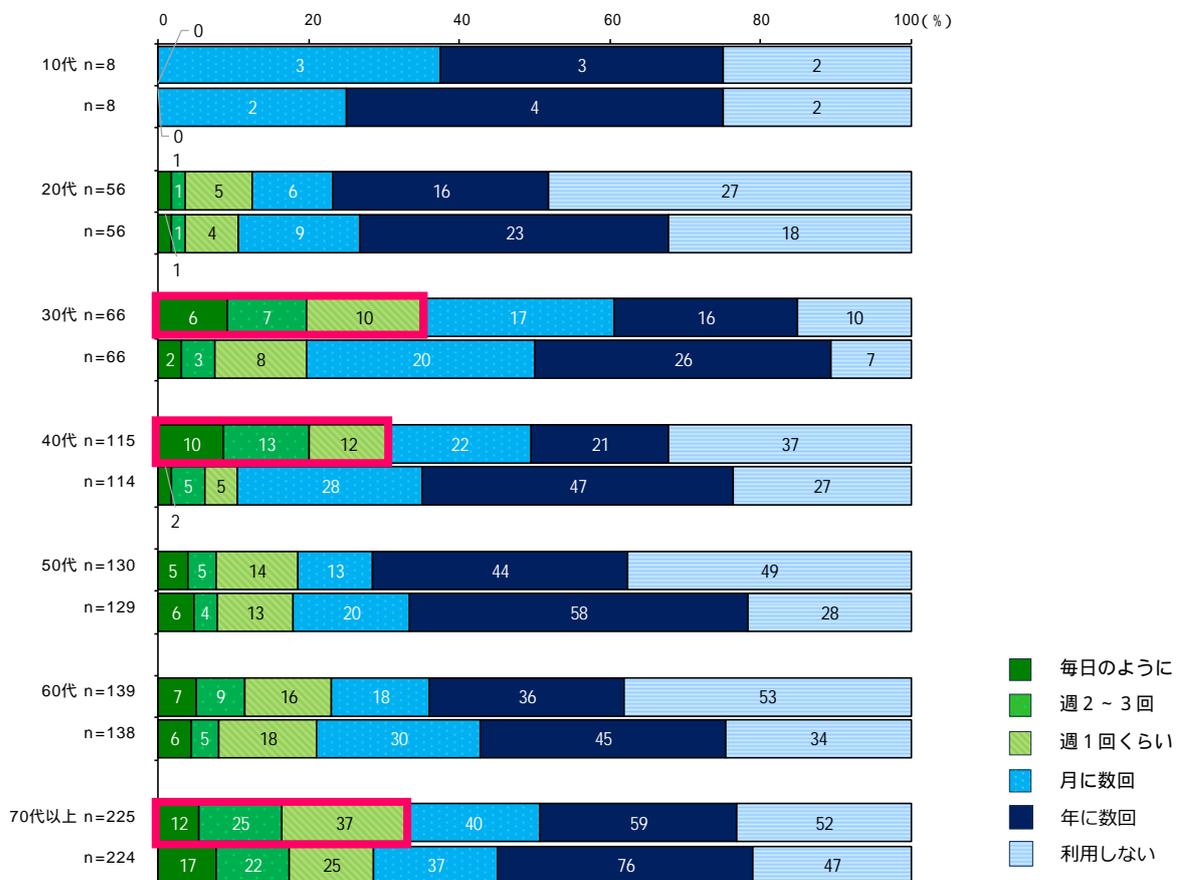
比較的規模の大きな公園を利用する頻度はどのくらいですか。(○は1つ)

毎日のように、週2~3回、週1回くらいについては、「身近な公園・広場・緑地帯等」の方が「比較的規模の大きな公園」より回答割合が高くなりました。

年代別に利用頻度を見てみると、30代、40代、70代は、約30%が「身近な公園・広場・緑地帯等」を、少なくとも週1回以上の頻度で利用していました。



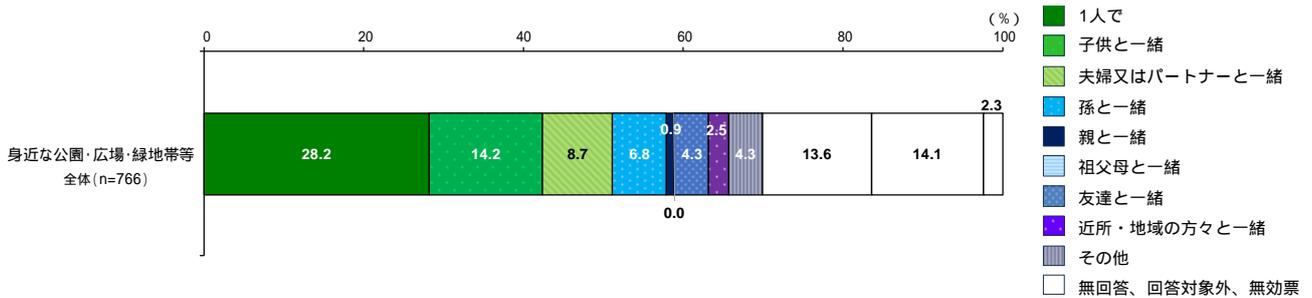
<年代別>



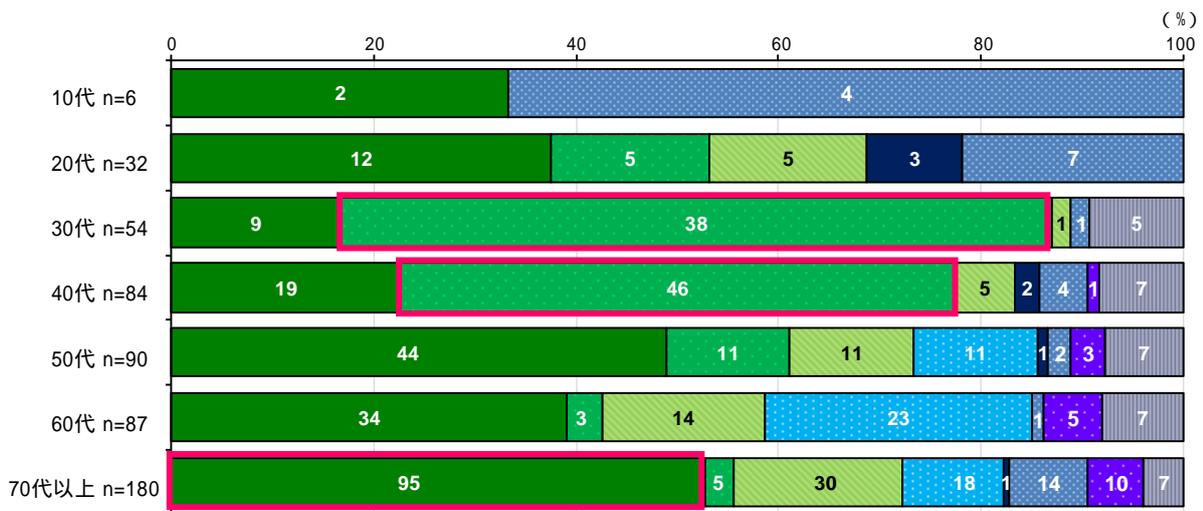
問：身近な公園・広場・緑地帯等は誰と利用することが最も多いですか。

1人で利用すると回答した割合が28.2%で最も高く、次いで、子供と利用する人が14.2%となりました。

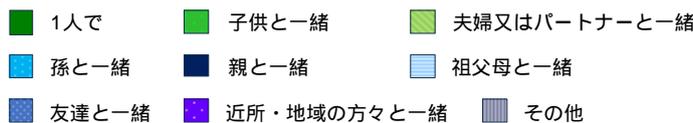
年代別に見てみると、「身近な公園・広場・緑地帯等」を少なくとも週1回以上の頻度で利用していた割合の高かった30代、40代、70代以上のうち、30代、40代は子供と利用する割合が高くなりました。また、70代以上は1人で利用する割合が高くなりました。



<年代別>



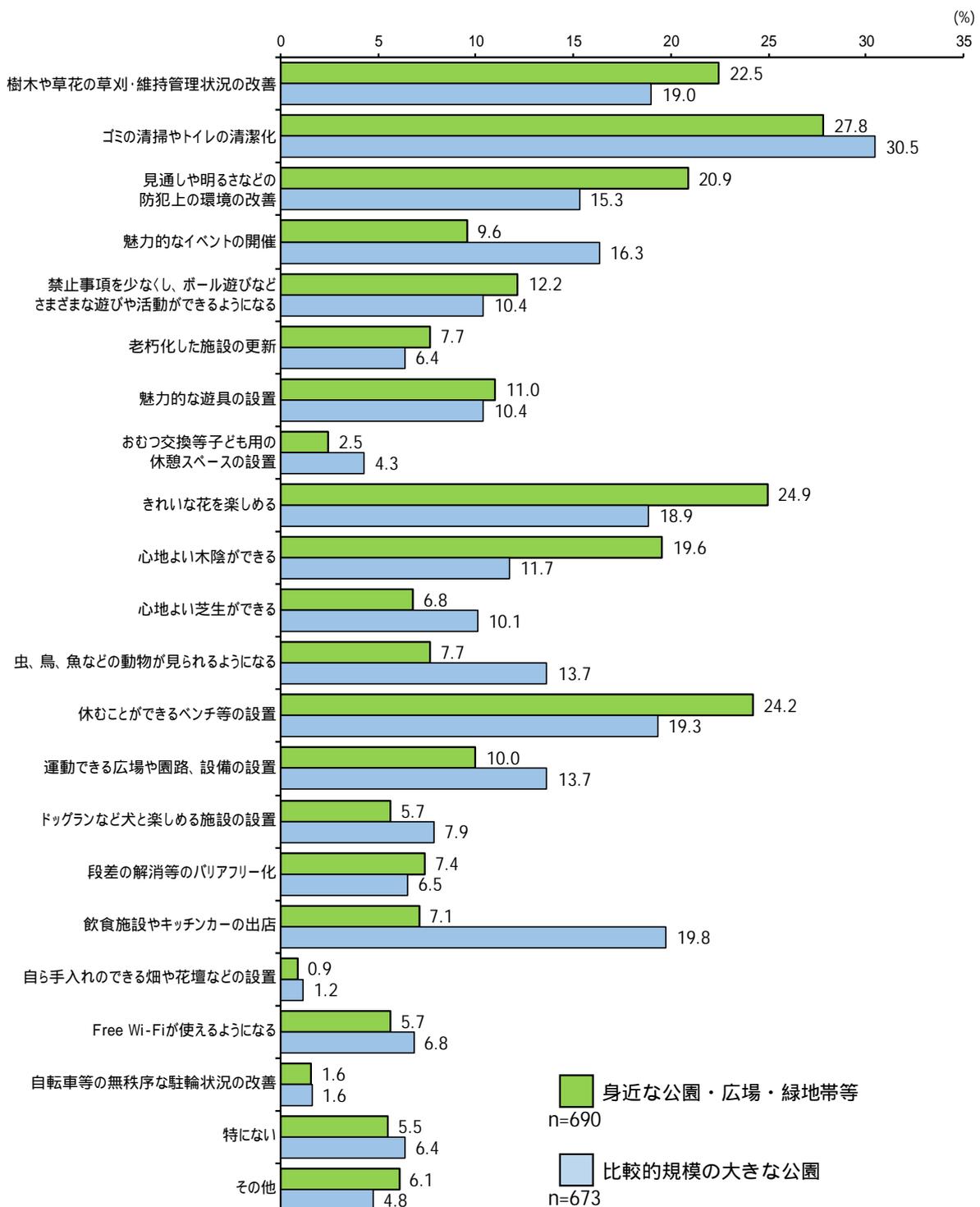
(注) グラフ内の数字は人数を示す。無回答、回答対象外、無効票を除いて表示。



問：公園がどのように変われば、もっと利用するようになりますか。（○は3つまで）

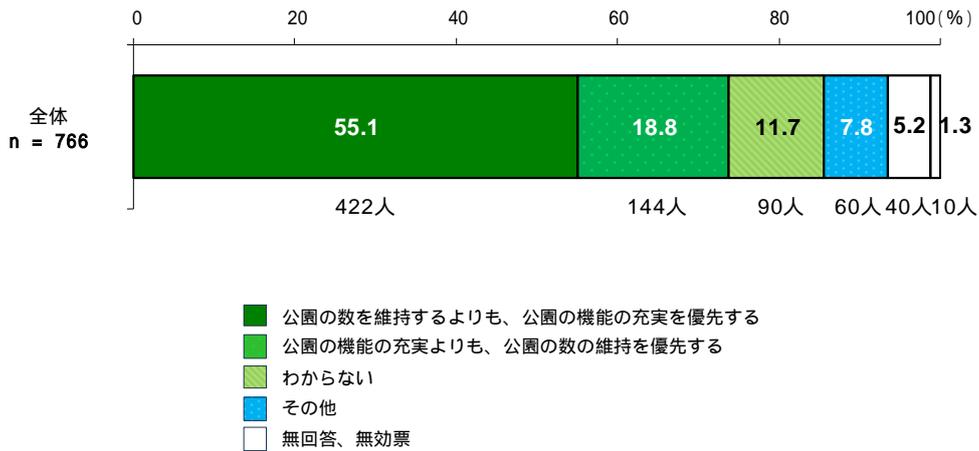
身近な公園・広場・緑地帯等について、最も回答の多かったものは「ゴミの清掃やトイレの清潔化」27.8%でした。次いで「きれいな花を楽しめる」24.9%、「休むことができるベンチ等の設置」24.2%でした。

比較的規模の大きな公園について、最も回答の多かったものは「ゴミの清掃やトイレの清潔化」30.5%でした。次いで「飲食施設やキッチンカーの出店」19.8%、「休むことができるベンチ等の設置」19.3%でした。



問：今後、中長期的な人口減少と市の財政状況がさらに厳しさを増していくことが予想される中、公園の維持管理や整備に関しても、より効果的で効率的な取組が重要になると考えています。そのような中、特に身近な小さな公園・広場・緑地帯等の再整備にあたっては、集約・統合などをおこない、機能や魅力の充実を図っていくという考え方があります。そのような考え方についてどう思いますか。(は1つ)

「公園の数を維持するよりも、公園の機能の充実を優先する」を選択した回答数は 55.1%で、「公園の機能の充実よりも、公園の数の維持を優先する」を選択した回答数よりも 36.3%高くなりました。

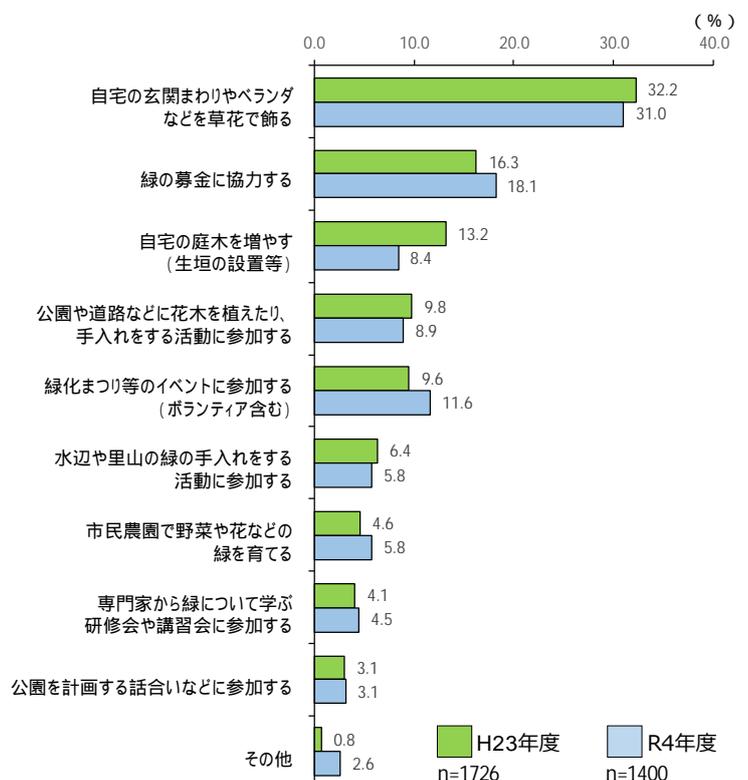


エ 市民の取り組みについて

問：緑のためにあなたができることは何ですか。(はいくつでも)

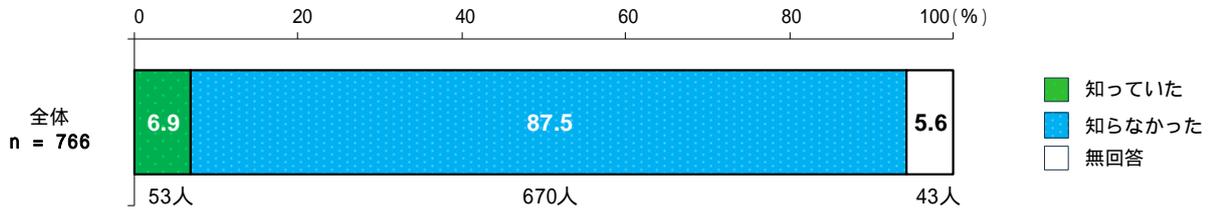
令和 4 年度は「自宅の玄関まわりやベランダなどを草花で飾る」が 31.0%で最も高く、次いで「緑の募金に協力する」が 18.1%、3 番目に「緑化まつり等のイベントに参加する(ボランティア含む)」が 11.6%でした。

平成 23 年度と比較すると、回答割合が増えた選択肢は、「緑化まつり等のイベントに参加する(ボランティア含む)」2.0 ポイント増、「緑の募金に協力する」1.8 ポイント増、「市民農園で野菜や花などの緑を育てる」1.2 ポイント増、「専門家から緑について学ぶ研修会や講習会に参加する」0.4 ポイント増でした。



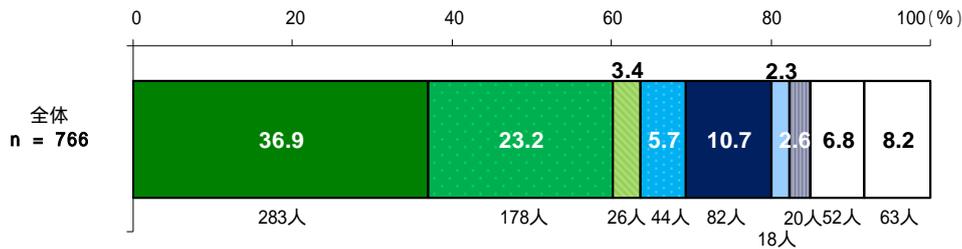
問：座間市公園・広場等アダプト制度、花とうるおいのある緑地づくり事業についてお伺いします。これらの制度をご存知でしたか。(○は1つ)

市民の90%弱が市の制度や事業について知らない状況でした。



問：座間市公園・広場等アダプト制度、花とうるおいのある緑地づくり事業についてお伺いします。市民の皆さんが、これらの制度をより使いやすくなるためにはどのようなことが必要だと考えますか。(○は1つ)

○「市の広報誌で制度を紹介する」の回答割合が最も高く36.9%でした。次いで「市のSNSで制度を紹介する」23.2%、「興味を持つ人が集まるなど、仲間づくりの場を設ける」10.7%でした。



- 市の広報誌で制度を紹介する
- 市のSNSで制度を紹介する
- 制度等の内容について詳しく説明する
- 実際に取り組んでいる人の体験談を紹介する
- 興味を持つ人が集まるなど、仲間づくりの場を設ける
- 制度の支援メニューをよりきめ細かく設定する
- その他
- 無回答、無効票

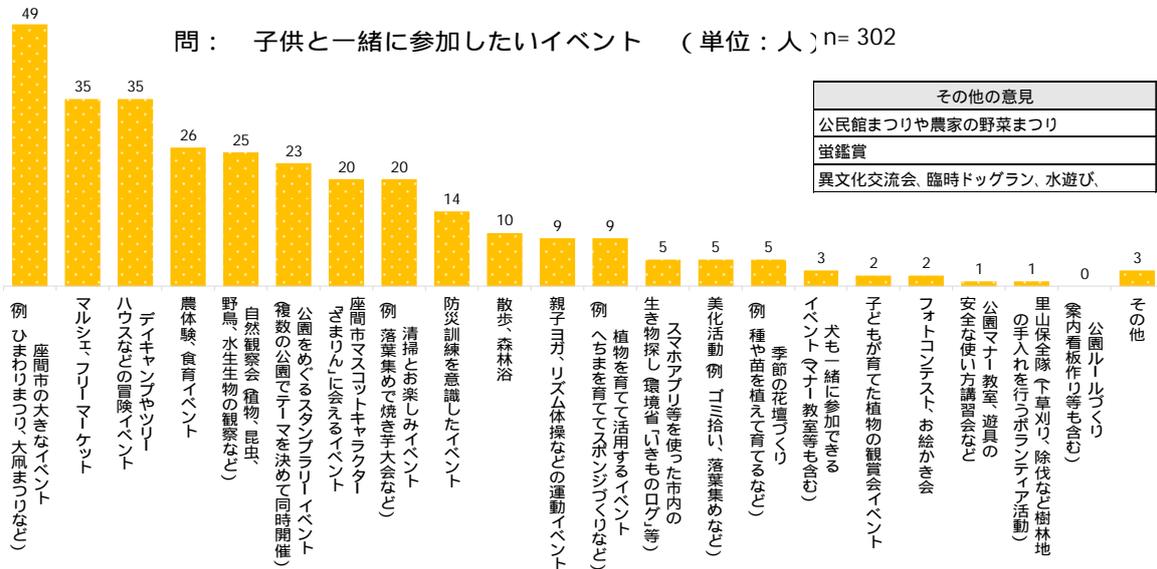
(3) 座間市子育て世帯公園 WEB アンケート

若年世帯が暮らしやすく子育てしやすいまちとしていくために、子育て世帯の公園についてのニーズを伺うアンケート調査を行いました。

調査地域	座間市全域		
調査方法	アンケートの案内として QR コード付きのポスターを作成し、ポスターを 2,500 m ² 以上の都市公園 14 公園に掲示。加えて、ポスターをチラシとして印刷し芹沢公園管理棟、スカイグリーンパーク管理事務所等に合計 500 枚設置。		
調査期間	令和 5 年 6 月 9 日 (金) ~6 月 25 日 (日)	回収数	86 人

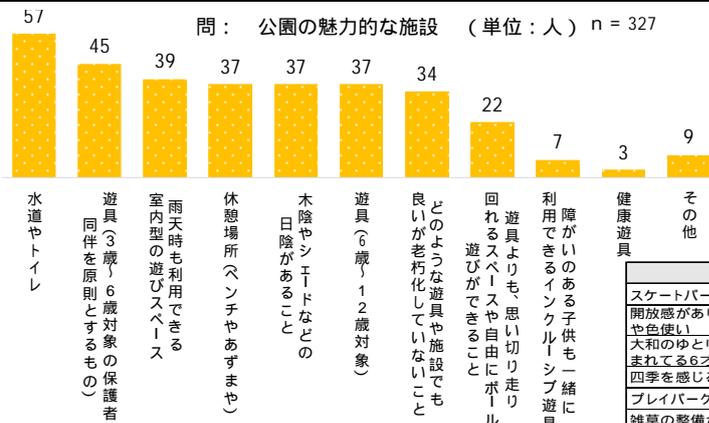
問：どのようなイベントがあればお子様と参加したいですか。(5 つまで。必ず 1 つは選択)

上位 5 つは、「座間市の大きなイベント」49 人、「マルシェ、フリーマーケット」35 人、「デイキャンプやツリーハウスなどの冒険イベント」35 人、「農体験、食育イベント」26 人、「自然観察会(植物・昆虫・野鳥・水生生物の観察など)」25 人でした。



問：あなたが子供を連れて小さな公園等を利用する際に、もしくは、子どもを遊ばせる場合についてお伺いします。あなたが考える魅力的な施設はどのようなものですか。(5 つまで。必ず 1 つは選択)

最も多かった回答は「水道やトイレ」57 人、次いで「遊具(3歳~6歳対象の保護者同伴を原則とするもの)」45 人、「雨天時も利用できる室内型の遊びスペース」39 人でした。



問：あなたが子供を連れて小さな公園等を利用する際に、もしくは、子どもを遊ばせる場合についてお伺いします。あなたが考える安全・安心に利用できる条件とはどのようなものですか。

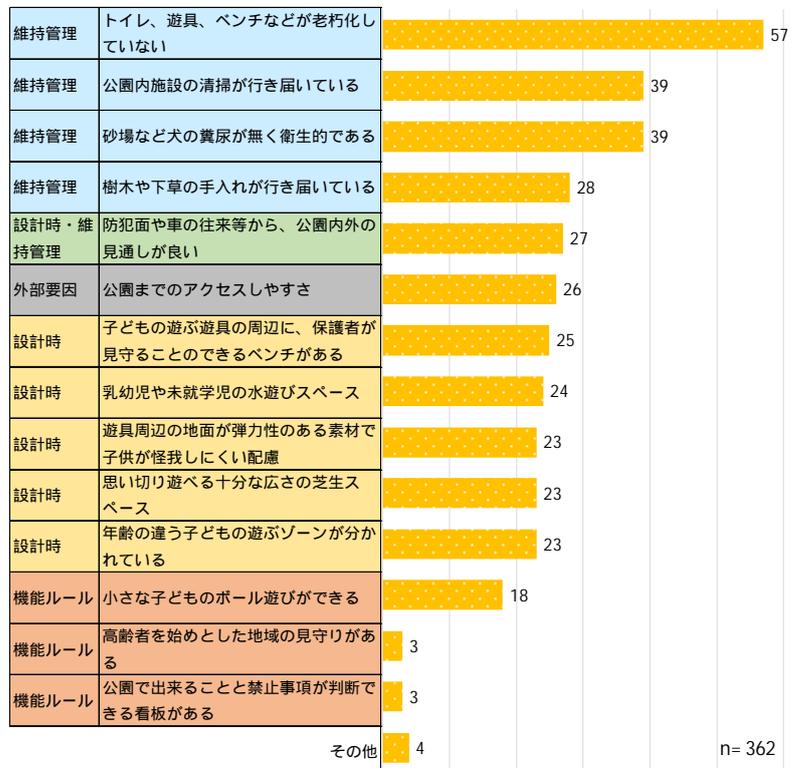
(5つまで。必ず1つは選択)

最も多かった回答から「トイレ、遊具、ベンチなどが老朽化していない」57人、次いで「公園内施設の清掃が行き届いている」および「砂場など犬の糞尿が無く衛生的である」が同数で39人、「樹木や下草の手入れが行き届いている」が28人であり、維持管理についてのニーズが上位を占めました。

その他の意見
植木も要らない。あるから保身に手がかかる。広場があれば子供達はじぶんたちで遊べる。
公園の機能を分けて欲しい。思い切り子供が遊んで良い場所なのか、静かに草花の鑑賞をしたり憩いの場所としての公園なのか。その上で、子ども向けの場所は禁止事項の少ない冒険遊び場が年に数回でも開催されるように願う。
今ある公園を減らさない事、小さな公園に無理に遊具ばかり設置しない
小さな子どもが道路に飛びださないようフェンス付きの公園

色凡例：どの段階で選択肢の項目が対応できるかの分類

問 安心・安全に利用できる条件 (単位：人)



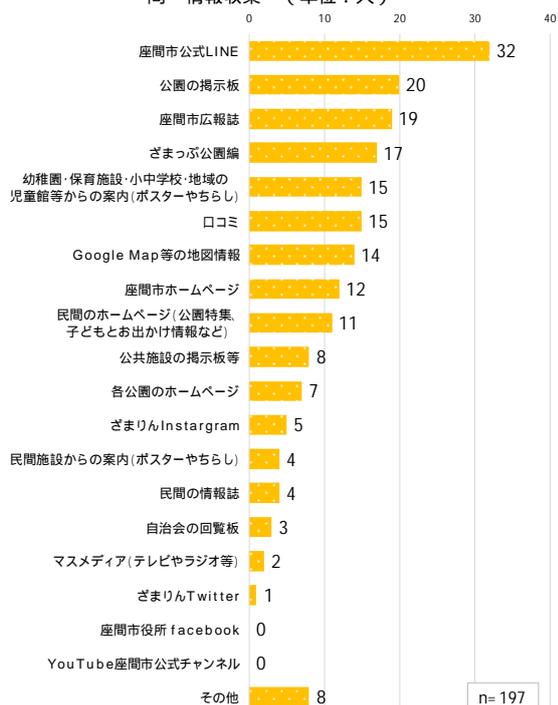
問：座間市の公園・広場・緑地帯等の遊び場や緑に関するイベントについて、どのように情報を収集していますか？これまで情報源としてよく閲覧している媒体をお選びください。

(5つまで。必ず1つは選択)

最も多かった回答は「座間市公式LINE」32人、次いで「公園の掲示板」20人、「座間市広報誌」19人でした。

その他の意見
We love Zama, 個人のSNS
We love ZAMAや佐藤みと市長のFacebook
ざまKOP Instagram
タウンニュース
ざますく
ざまこっぴInstagram
ママ友
イベント主催者のInstagram

問 情報収集 (単位：人)



5 前計画の成果

(1) 計画全体について

前計画では、「多様な緑を感じて暮らし続けるまち 座間」を将来像として、以下の5つの目標を定めています。

ふるさと座間の豊かな緑を守り、未来に継承する。(緑の保全・再生)
 市民の交流活動や安全・安心、憩いの場となる緑を充実させる。(緑の活用)
 暮らしの中で出会う緑を増やす。(緑の創出)
 生物多様性の確保のため、緑のネットワークを作る。(緑のネットワーク)
 市民等と市が協働して緑のまちづくりを推進する。(協働)

目標達成を検証するための指標の達成状況は以下の通りです。

量的指標

都市公園の面積(市民一人あたり)の現況値は5.13㎡であり、平成24年度現況値4.8㎡に比べ0.33㎡増加しました。しかし、目標値5.3㎡には達していません。

市民団体等が維持管理登録している公園数の現況値は31件であり、平成24年度現況値0件に比べ大幅に増加し、目標値8件を達成しました。

成果指標

自宅周辺の緑に満足している市民の割合の現況値は29.6%であり、平成24年度現況値26.6%に比べ3.0%増加しました。しかし、目標値44.0%には達していません。

公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合の現況値は57.6%であり、平成24年度現況値45.8%と比べ11.8%増加し、目標値57.0%を達成しました。

緑地の保全や「座間市緑化祭り」の開催などにより、緑が保全され、緑化意識が高まっていると思う市民の割合の現況値は50.8%であり、平成24年度現況値55.9%と比べ5.1%減少しました。新型コロナウイルス感染症への影響を考慮し開催規模を縮小したこともあり、目標値61.0%には達していません。

表：目標達成を検証するための指標

目 標	H25 緑の基本計画		R5.3 末時点 現況値	目標との 関係	
	現況値 (H24)	目標値 (H34)			
量的 指標	都市公園の面積(市民一人あたり)	4.8㎡	5.3㎡	5.13㎡ ² (R5)	、 、 、
	市民団体等が管理する公園数 ¹	0	8	31 ³ (R4 基準値)	、
成果 指標	自宅周辺の緑に満足している市民の割合	26.6%	44.0%	29.6% ⁴ (R5)	、
	公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合	45.8%	57.0%	57.6% ⁵ (R2)	、
	緑地の保全や「緑化祭り」の開催などにより、緑が保全され、緑化意識が高まっていると思う市民の割合	55.9%	61.0%	50.8% ⁵ (R2)	、

1：市民団体等が管理する公園数：市民団体等とは自治会やNPO法人などで、ここでは主体的に公園を維持・管理する団体数を指しています。

2：令和5年4月1日時点の都市公園面積674,621.24㎡を令和5年4月1日の座間市人口131,518人で除したものの。

3：第五次座間市総合計画 ざま未来プラン（令和5年3月）P.97より引用。

4：「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」より「満足」、「やや満足」の合計を算出しています。

5：令和2年度「まちづくりのための市民アンケート調査」報告書P.119より引用。「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」の合計の数値を記載しています。

(2) 緑の基本方針について

方針1 持続可能な未来を築く緑づくり（環境）

これまでの主な取り組み

ア 貴重な自然を残す緑の拠点の保全・再生

- ・市内の都市公園の整備、維持管理を実施してきました。また、市民ワークショップでの市民への講義を開催するなど、これらの自然環境を市民がより身近に感じられる取り組みを行ってきました。

イ 自然環境軸としての斜面緑地の保全

- ・相模川特別緑地保全地区、樹木保全地域によって斜面緑地を保全してきました。

ウ 豊かな水辺環境の保全・活用

- ・神奈川県と連携し、河川環境の保全を求めてきました。

エ 面的なビオトープとしての田・畑の保全

- ・耕作放棄地の解消のための費用助成や環境保全型農業への補助金交付などの経済的支援の他、耕作放棄地解消のための農地パトロールなどに取り組み、農地の保全を図りました。

オ 緑のつながりや広がり確保し、自然の価値を高めるネットワークづくり

- ・街路樹の適正な維持管理に努めてきました。



写真：広がる水田

方針2 ふれあいと楽しみを育む緑づくり（レクリエーション）

これまでの主な取り組み

ア 健康づくりに活用できる芹沢公園の拡張整備

- ・芹沢公園を全園開園しました。

イ 身近な場所で緑に親しめる公園・広場の改修

- ・公園施設の長寿命化を目指し、定期的に身近な街区公園の改修を行ってきました。

ウ レクリエーションやイベントの場としての水と緑の風広場の活用

- ・水と緑の風広場の適正な維持管理に努めてきました。

エ 湧水をめぐる散歩のネットワークづくり

- ・座間市観光協会との連携のもと、湧水と歴史の里コースを設定しました。

オ 座間の花のひまわりを活かした地域活性化

- ・「ひまわりまつり」を毎年実施してきました。

カ 農業体験を通じた農地の活用

- ・市民農園の貸出しなどを実施してきました。

キ コミュニティ形成の核となる緑道の整備

- ・相模が丘仲よし小道での NPO との連携による維持管理を実施してきました。



図：芹沢公園の拡張整備

（出典：広報ざま No.1023）



写真：湧水と歴史の里



写真：ひまわりまつり

方針3 安全・安心を高める緑づくり（防災）

これまでの主な取り組み

ア 防災機能を持ち合わせた拠点的な公園整備

- ・芹沢公園 3、4 工区整備時に防災備蓄倉庫を設置しましたが、より高規格な緊急消防援助隊や自衛隊受援施設としての機能については拡張の余地があります。
- ・座間市地域防災計画において、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されていることから、陸上自衛隊ヘリコプターによる実際的な離着陸訓練を実施しました。

イ 市街地の整備と連携した公園整備

- ・市街地の大規模な面的整備は行われてきませんでした。地域の状況に応じて公園の整備を行い市街地の防災機能の向上に努めました。

ウ 緑のネットワークを形成する道路等の整備

- ・市を東西に貫き、緊急時には避難路等として活用できる都市計画道路座間南林間線については、県立座間谷戸山公園の緑も活用した緑のネットワークづくりを目指します。

エ 災害時の水源として活用できる地下水の涵養のための緑の保全

- ・重点的かん養推進区域を拡張するなどの対策を進めてきました。

オ 避難場所や復旧・復興拠点としての公園・広場の活用

- ・一部の都市公園や広場を広域避難場所や一時避難場所として地域防災計画にて指定しています。

カ 身近な公園・広場などを活用した防災教育の場づくり

- ・防災啓発研修会事業で公園や広場を会場とした体験型研修会を実施しました。



写真：広域避難場所に指定されている芹沢公園

方針4 まちの個性を引き立てる緑づくり（景観）

これまでの主な取り組み

ア まちの背景として広がる斜面緑地の保全

- ・斜面緑地の一部を特別緑地保全地区として都市計画決定し保全を図るとともに、特別緑地保全地区制度を補完する制度として座間市緑の保全及び緑化の推進に関する条例にて樹木保全地域制度を定めています。

イ 中心拠点におけるおもてなしを感じる緑づくり

- ・座間駅前に民間事業者により新たなオープンスペースが創出されました。

ウ 住宅や工場の敷地内の緑の確保による良好なまちなみ景観の形成

- ・本市の景観条例、景観計画に基づき、一定規模以上の建築物については地域景観に配慮したものとすることや、特に重要な公共施設については景観重要公共施設として指定し、景観の形成、保全に努めています。

エ 道路の緑化による潤いのある身近な緑の確保

- ・道路において「まち美化活動事業」を 10 団体について実施しました。

オ 空と緑が広がるまとまった農地の保全

- ・農地整備事業、遊休農地対策事業、地産地消促進事業など、農業振興や地産地消についての施策を実施しています。

カ 豊かな水と緑とまちなみが調和した落ち着いた景観の維持・保全

- ・景観条例に基づく景観重要公共施設として、かみが沢公園、芹沢公園ほか、鈴鹿・長宿の旧市街地（特定景観計画地区）を指定しており、景観重要公共施設に係る事前確認を行い維持保全に努めています。

キ まち角のシンボリックな樹木や花壇などの緑の景観資源の保全・創出

- ・公園において「生活環境緑化奨励事業」を実施し、26 団体が登録されました。



写真：座間駅前の緑化

(3) 緑化重点地区について

前計画では、都市のシンボルとなる地区、身近な公園が不足している地区、緑化の推進に対して住民意識が高い地区、良好な環境や景観の保全と創出を図る地区の観点から、「入谷地区」と「相模が丘・小松原・ひばりが丘地区」の2つの緑化重点地区を定めていました。

入谷地区

入谷地区は、現在の入谷東全域、明王全域、入谷西の大部分（相模線より東側）、緑ヶ丘のごく一部（座間トンネルのより西側）が該当します。

緑被率は入谷東が42.8%、入谷西が34.6%、明王が13.8%であり、市内においては比較的緑被率が高い地域となっています。

市民アンケートにおいて、自宅周辺の緑について、「どちらかと言えば不満」「不満」の割合は、入谷東が15.6%、入谷西が7.7%、明王が0%と、市内の中でも比較的少なくなっています。

緑化重点地区に関する施策に係る取り組みは次のような現状となっています。

ア 座間駅周辺の緑化

- ・座間市開発等事業指導要綱に基づく緑化指導を通じて、緑化に努めてきました。
- ・ざまにわやホシノタニ団地などの新たな緑の空間を民間事業者と連携し創出しました。

イ 住宅地の生垣化推進

- ・本市ホームページなどを活用して広報に努めましたが、生け垣設置奨励金による新たな生け垣の設置はありませんでした。

ウ 大規模建築物の緑化誘導

- ・民間の施設の緑被面積は拡大しました。

エ 公共公益施設の緑化

- ・公共施設の緑被面積は拡大しました。

オ 羽根沢地区の緑の保全

- ・当該地区を市街化調整区域として指定しています。

カ 鈴鹿・長宿地区における水と緑の景観形成の推進

- ・鈴鹿・長宿地区は特定景観計画地区として指定し、景観重要公共施設に係る事前確認を行い、景観の維持保全に努めています。

キ 入谷駅周辺の農地の維持保全

- ・農用地区域として農地の維持保全に努めています。

ク 相模川河岸段丘の斜面緑地の保全

- ・相模川特別緑地保全地区によって斜面緑地を保全しています。

ケ 県立座間谷戸山公園の保全と活用

- ・神奈川県と連携し、県立座間谷戸山公園の保全と活用に努めてきました。



写真：座間駅前のざまにわ



写真：鈴鹿・長宿地区



写真：県立座間谷戸山公園

相模が丘・小松原・ひばりが丘地区

緑被率は相模が丘 5.1%・小松原 7.7%・ひばりが丘 5.7%となっており、市内でも相対的に低い値となっています。

自宅周辺の緑に「どちらかと言えば不満」「不満」と回答している割合は相模が丘 28.9%、小松原で29.7%と市内の中でも比較的高くなっています。ひばりが丘は18.2%と、相模が丘、小松原と比べると低くなっています。

緑化重点地区に関する施策に係る取り組みは次のような現状となっています。

ア 小田急相模原駅周辺の緑化

- ・座間市開発等事業指導要綱に基づく緑化指導を通じて、緑化に努めてきました。
- ・駅前の再開発されたビルの中に緑化スペースを確保しました。

イ 住宅地の生垣化推進

- ・本市ホームページなどを活用して広報に努めましたが、生け垣設置奨励金による新たな生け垣の設置はありませんでした。

ウ 大規模建築物の緑化誘導

- ・民間の施設の緑被面積は、相模が丘、ひばりが丘においては減少しています。小松原においては増加しています。

エ 公共公益施設の緑化

- ・公共施設の緑被面積は拡大しています。

オ 仲よし小道の再生整備と協働による維持管理

- ・従来から市が整備を行ってきた相模が丘仲よし小道が令和4年1月1日より都市公園となりました。

カ なかよし広場の整備

- ・従来から市が整備を行ってきた相模が丘 3-1 多目的広場（なかよし広場）が令和4年4月1日より都市公園となり、名称が「なかよし公園」となりました。



写真：相模が丘仲よし小道

3 章 緑に係る主要課題

第五次座間市総合計画 ざま未来プラン の輝く未来戦略が示す通り、

- ・ひとがつながり、市民力が高まり、一人一人が活躍するコミュニティ
- ・暮らしに喜びがあふれ、快適に住み続けられるまち
- ・子どもたちの夢が叶えられる、希望にあふれる社会

を目指していく必要がある中、定住促進に資する暮らしやすい都市づくりを行っていく必要があります。

地域の課題に緑の機能を活用するというグリーンインフラの考え方も踏まえ、緑に係る主要課題を次の通り整理しました。

<都市公園等の整備及び管理>

市内の都市公園面積は一人あたり 5.13 m²/人であり、5.3 m²の目標値には達していません。ただし、市内の多くのエリアが市街化区域となっており、主な都市公園が住宅地に囲まれ、また隣接している本市においては、都市公園は量的には一定の水準を確保していると言えます。都市公園以外の子供広場、多目的広場、緑地帯等も合わせて公園等とすると、これらの誘致圏は市内の多くの範囲をカバーしていますが、一部において偏りが見られます。また、各種の公園施設も市内のさまざまな公園等に配置されていますが、一部において偏りが見られます。

「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」では、市内の多くの地域で、自宅の周辺で満足する緑の過半数を公園等が占めており、市民にとって重要な緑であることが見て取れます。特に身近な公園等は、30 代や 40 代の子育て世代が子どもを連れて週一回以上等頻繁に利用している様子が伺えます。比較的規模の大きな公園と、身近な公園等への満足度は地域によって違いがあり、比較的規模の大きな公園が近くにないエリアでは身近な公園等への割合の方が高くなっています。身近な公園等については、公園の数を維持するよりも公園の機能の充実を優先する回答が過半数を超えています。多くの都市公園が開設から半世紀以上が経っており施設の老朽化が問題となっています。

「まちづくりのための市民アンケート調査」では、公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合も大きく増加してきており、これまでの取り組みの一定の結果が出てきています。今後は、このような方向性を加速すべく、市民ニーズに合わせた公園等のあり方を検討していくことが重要です。

比較的規模の大きな公園については、ゴミの清掃やトイレの清潔化が最も求められていることから、維持管理をより効果的なものとしていくことが重要です。次いで、飲食施設やキッチンカーなどの出店といった利用面での魅力の向上も重要です。身近な公園等や広場等についても、ゴミの清掃やトイレの清潔化が最も求められています。特に子育て世帯について、マルシェ、フリーマーケット、デイキャンプやツリーハウスなどの冒険イベントなど魅力的なイベントへのニーズが大きくなっています。特に身近な公園等については、トイレ、遊具、ベンチなどが老朽化していないことを始めとして、公園の維持管理に関するニーズが多くなっています。

比較的規模の大きな公園については、コスト面も考慮し維持管理をより効率化するとともに、市民と協働による維持管理手法についても検討する必要があります。また、身近な公園等についても市民のニーズの多様化を踏まえた改修や維持管理を検討する必要があります。

< 都市緑化 >

概ね 100 m²以上の緑被を対象とした市街化区域の緑被率は 11.6%であり、平成 26 年の 12.7%と比較しても低下しています。一方、公共の施設、民間の施設、民間の空地の緑地面積は増加しています。中でも民間の施設の緑被面積はその合計も 53.6ha と非常に大きくなっています。

「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」では、市内の多くの地域で、自宅の周辺で満足する緑として、「駅前や商店街などの街中の緑」や「道路の並木や学校などの緑」の回答割合が高いところが見られ、これらの地域では地域における緑の満足度に都市緑化が一定程度貢献していると言えます。

市内の各所において、魅力的な民間の緑が創出されてきており、今後の土地利用転換の機会を活かし、**民間の施設を中心として、良質な緑化をさらに推進していくことが重要です。**

緑化重点地区の入谷地区では、緑被率が比較的高く、自宅周辺の緑について、「どちらかと言えば不満」「不満」の割合は市内の中でも比較的少なくなっており、座間駅前にもシンボリックな緑地空間が創出され、鈴鹿・長宿地区が特定景観計画地区として指定されるなどの取り組みが進められてきました。一方、緑化重点地区の相模が丘・小松原・ひばりが丘地区は、緑被率は比較的低く、自宅周辺の緑について、「どちらかと言えば不満」「不満」の割合は市内でも比較的高くなっています。両地区についてはこのように市民の満足度や取り組みの進捗度合いに差が見られ、地区の状況に応じた緑化施策を展開していくことが求められます。

< 緑地の保全 >

概ね 100 m²以上の緑被について、山林、原野は 9.9ha、農地は 13.6ha と大きな減少が見られました。

山林については、広域的にも重要な緑の骨格となっている相模川の崖線に分布する山林や目久尻川沿いの山林が分布しています。本市を特徴づける湧水もこれらの山林が分布する崖線の下から湧出しており、**湧水かん養や雨水貯留浸透の観点からもこれらの山林の保全は重要**と言えます。**山林は、その維持管理をどのように行っていくかも重要課題**と言えます。

農地については、相模川左岸に面した水田稲作地帯と東部の栗原地区を中心とした畑作地帯があります。また、市街化区域内においても、生産緑地が指定されています。これらの**農地の保全に向けて、農業の活性化や農業に親しむ機会の創出**などが重要です。

河川や湧水などの水辺についても、引き続きその確保を図るとともに、市民とのふれあいの機会を創出していくことが重要です。

< 市民との協働 >

緑を活かしたまちづくりとしてさまざまな活動が市民の手によって行われています。

市民団体等が維持管理に参加する公園数も維持管理協定を含めると、令和 5 年には 31 箇所になり、大きく増加しました。その一方で、多くの市民が座間市公園・広場等アダプト制度、花とうるおいのある緑地づくり事業を知らない状況であり、さらなる周知によって市民との協働をさらに推進する必要があります。

「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」では緑のためにできる取り組みとしては、「自宅の玄関まわりやベランダなどを草花で飾る」という回答が圧倒的に多い結果となりました。ただし、平成 23 年度から回答割合が増えた選択肢として「緑化祭り等のイベントに参加する（ボランティア含む）」や「緑の募金に協力する」などが増加しており、積極的な緑との関わり方のニーズが高まってきていると言えます。

これらの状況から、市民や事業者の地域の緑との関わりをさらに促進することが重要です。その周知のためには、市の広報紙や SNS など制度を紹介することが重要という「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」の結果も踏まえ、これらの制度を効果的に知らせていくことが大きな課題となっています。

<環境、レクリエーション、防災、景観の視点>

前計画では環境、レクリエーション、防災、景観の視点で方針を設定していました。

環境については、緑の拠点の保全・再生、自然環境軸としての斜面緑地の保全、豊かな水辺環境の保全・活用、面的なビオトープとしての田・畑の保全、緑のつながりや広がりを確保し、自然の価値を高めるネットワークづくりに取り組んできました。今後は、生物多様性の確保、脱炭素社会実現に向けて二酸化炭素吸収源対策の推進、雨水の貯留浸透など、近年注目されている SDGs などの視点にもさらに着目していくことが求められます。また、近年の新たな視点として、気候変動での適応対策が重要です。

レクリエーションについては、健康づくりにも活用できる芹沢公園の再整備、身近な場所で緑に親しめる公園・広場の改修、レクリエーションやイベントの場としての水と緑の風広場の活用、湧水をめぐる散歩のネットワークづくり、座間の花ひまわりを活かした地域活性化、農業体験を通じた農地の活用、コミュニティ形成の核となる緑道の整備に取り組んできました。「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」にて、レクリエーション機能を重視する意見が大きく増加したことを踏まえ、市民が緑を楽しく活用できるレクリエーションの視点をさらに強化していく必要があります。

防災については、防災機能を持ち合わせた拠点的な公園整備、市街地の整備と連携した公園整備、緑のネットワークを形成する道路などの整備、災害時の水源として活用できる地下水のかん養のための緑の保全、避難場所や復旧・復興拠点としての公園・広場の活用、身近な公園・広場などを活用した防災教育の場づくりに取り組んできました。防災機能を持ち合わせた拠点的な公園整備については、高規格な緊急消防援助隊や自衛隊受援施設としての機能拡充とともに、今後は、近年多発している豪雨災害に備えるため浸水対策の視点もより重視していくことが重要です。

景観については、まちの背景として広がる斜面緑地の保全、中心拠点におけるおもてなしを感じる緑づくり、住宅や工場の敷地内の緑の確保による良好なまちなみ景観の形成、道路の緑化による潤いのある身近な緑の確保、空と緑が広がるまとまった農地の保全、豊かな水と緑とまちなみが調和した落ち着いた景観の維持・保全、まち角のシンボリックな樹木や花壇などの緑の景観資源の保全・創出に取り組んできました。今後も、座間の景観を引き続き守り育てていくことが重要です。

4 章 目指す緑

1 将来像と基本方針

本市の最上位計画となる第五次座間市総合計画 - さま未来プラン - で掲げられている目指すまちの姿「ひと・まちが輝き 未来へつなく」に即し、まちを支える緑のあり方を含めて将来像として示します。

将来像

ひと・まちが輝き 未来へつなく

“ひと”が輝く

人口減少社会においても輝くまちであるためには、ひとが輝き、市民力を高めることが必要です。

市民一人一人が対等な立場でお互いを理解して、心豊かに生き生きと笑顔で暮らせるまちであることを目指します。

- **市民が緑に触れ合い、緑を介してお互いを理解することで、笑顔で暮らせる日々を送っている将来を目指します。**

“まち”が輝く

ひとが輝くためには、安心・安全で快適に暮らせる生活基盤を築くことが必要です。

まちの安全が確保され、都市基盤が維持されていることに加えて、市民・団体・企業等の多様な主体との連携、協力により、まちの新たな魅力と価値が創造され、誰もが過ごしやすい、暮らしやすいまちであることを目指します。

- **市民生活を支える基盤となる緑について、その魅力が向上し、安心・安全が確保され、まちの魅力や新たな価値の創造につながっている将来を目指します。**

“未来へつなく”

ひと、まちの輝きは、未来を担う子どもたちを始めとした次世代に引き継いでいくことが必要です。

未来を担う子どもたちが健やかに育つまちであるとともに、ひとの技術や経験とまちの歴史や伝統を受け継ぎ、新たな価値の創造へと発展させ、将来にわたって成長するまちであることを目指します。

- **子どもたちを始めとした次世代へと景観資源としての緑を引き継ぎ、緑との豊かな触れ合いのある暮らしを送っている将来を目指します。**

“ひと”が輝く

市民が緑に触れ合い、緑を介してお互いを理解することで、笑顔で暮らせる日々を送っている将来を目指します。



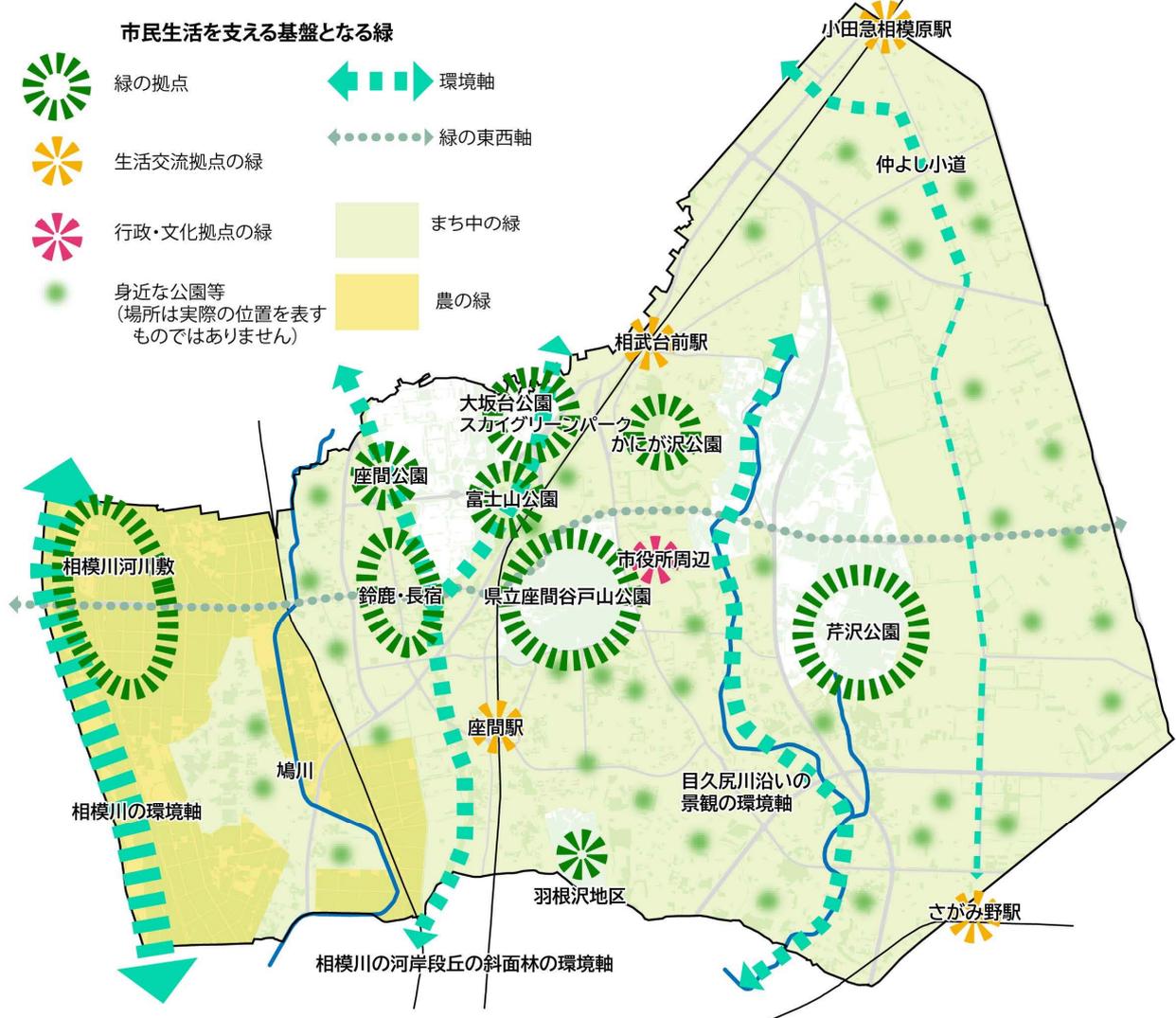
“未来へつなぐ”

子どもたちを始めとした次世代へと景観資源としての緑を引き継ぎ、緑との豊かな触れ合いのある暮らしを送っている将来を目指します。



“まち”が輝く

市民生活を支える基盤となる緑について、その魅力が向上し、安心・安全が確保され、まちの魅力や新たな価値の創造につながっている将来を目指します。



図：緑の将来像

将来像を支える緑の取り組みについての基本方針を次の通り設定します。

基本方針 1 市民生活を彩る公園等の魅力の向上

市民生活における緑の基盤となる都市公園等について、まちの魅力や新たな価値の創造につなげ、市民生活をより彩り豊かなものとしていくために、日常の維持管理、施設の機能更新などを通じて、その魅力と安全性を向上させていきます。その際には、全市の公園等配置や施設配置の状況のバランスを考慮し、地域の状況を踏まえて取り組んでいきます。

基本方針 2 まちなかで市民が会う緑の創出と魅力の向上

市街化が進んでいるまちなかにおいて、公園等以外でも市民が日々の生活の中で会うことのできる緑を、公共施設や民間施設を積極的に活用して創出し、その魅力を向上させる取り組みを推進していきます。

基本方針 3 座間市の骨格となり生物多様性を育む自然環境を構成する緑の保全と継承

山林、農地、水辺、湧水といった、座間市の骨格となり、生物多様性を育む自然環境を構成する緑を次世代に継承していくために、これらの緑の保全を目指すとともに、これらの緑と触れ合う機会をより豊かにしていきます。

基本方針 4 市民や事業者の緑との関わりの推進

市民や事業者が緑に触れ合い、緑を介して人々がお互いを理解する機会をつくり出していくため、市民に届きやすい形での情報発信、市民や事業者の活動をサポートする制度の運用などを行っていきます。

2 計画指標と目標値

本計画の計画指標と目標値として以下を設定します。

	計画指標	内容	基準値	目標値	対応する基本方針
量的指標	一人当たりの都市公園面積	本市の総人口に対する市民一人当たりの都市公園面積	5.13 m ² (R5)	5.17 m ²	基本方針 1
	まちなかのみどりの緑被率	学校、庁舎、道路、住宅、工場、事業者、民間の空地における概ね 100 m ² 以上の緑被率	6.94% (R5)	7.5%	基本方針 2
	保全されている樹林地の面積	特別緑地保全地区及び樹木保全地域の面積の合計	17.4ha (R5)	現状維持	基本方針 3
	公園等の維持管理団体数	市民、関係団体による公園等の維持管理団体数	31 団体 (R4)	39 団体	基本方針 4
成果指標	公園・広場が整備され憩いの場となってきたと思う市民の割合	まちづくりのための市民アンケート調査における同設問の回答割合	57.6% (R2)	66%	基本方針 1
	自宅周辺の緑に満足している市民の割合	座間市緑のまちづくりに関するアンケートにおける同設問の「大変満足」と「どちらかといえば満足」の回答割合	29.6% (R5)	33%	基本方針 1, 2, 3, 4

3 取り組み内容

基本方針 1 市民生活を彩る公園等の魅力の向上

公園等の効果的・効率的な維持管理

公園の維持管理への市民のニーズが高まっていることから、周辺住民や自治会、関係団体などとの連携と協力を進めながら、効果的で効率的な維持管理に取り組み、誰もが心地よく利用できる状態を保っていきます。

老朽化した公園施設については、劣化状況などを踏まえ、計画的な維持管理を実施します。

生物多様性確保や水源かん養地、バイオマスの供給源等の公園等が果たす機能にも留意し、維持管理を実施します。



写真：公園での維持管理の様子

地域のニーズを踏まえた公園機能の最適化

誰もが安全に、安心して公園を利用できるようにするために、「座間市公園施設長寿命化計画」を策定し、遊具やベンチ、照明灯などの公園施設に関しては、老朽化に対応した効果的で効率的な修繕や更新を進める予定です。

公園施設が老朽化している場合、その公園の主要な利用者である近隣住民と協力して、世代ごとの要望に合わせた公園機能の見直しや施設の入れ替えなどを行い、さらなる利用の促進を図るための再整備を検討します。

安全で快適な公園環境を創出するため、利用状況や利用者の要望に基づき、必要に応じて生産緑地を活用するなど既存公園などの統廃合も含め公園等の配置について検討します。



写真：更新された遊具

公園の防災機能の充実

災害時に避難場所や受援施設としての機能を果たす公園については、関係する部署と協力しつつ、その機能を保持し向上させる方法について検討します。

さがみグリーンラインの利活用

相模川沿いの「さがみグリーンライン」については、観光交流や健康づくりの場、水辺を身近に感じられる地域の散策路としても役立つことから、関係機関とともに利活用について検討します。



写真：広域避難場所に指定されている芹沢公園

基本方針 2

まちなかで市民が会う緑の創出と魅力の向上

民有地の緑の創出と魅力向上

企業に対して意識を高める取り組みや、敷地内緑化を奨励し、親しみやすい商業施設や工場内での緑を育てます。

生物多様性確保の観点から、「保護地域以外で生物多様性保全に貢献する地域（OECM）」の制度化など新制度の動向に目を向けながら、活用の方法を調査・検討します。



写真：商業施設の緑化



写真：神社の緑

公共施設における緑の創出と質の向上

魅力的な市街地空間の創出、快適で楽しい歩行空間の創出に向けて、安全性に十分配慮した上で、道路空間での街路樹や植栽の整備、除草や剪定などの適正な維持管理に努めます。市内の公共施設の壁面緑化などを推進します。

緑を伴う魅力的なまちの景観づくり

身近な緑地、屋敷林、農地、水路、湧水などの景観を守るため、「座間市景観計画」や「座間市景観条例」に基づいて、市民や事業者と連携しながら、地域ごとに特有の特徴を考慮した景観づくりを目指し、適切な規制と誘導を図ります。

「鈴鹿・長宿特定景観計画地区」では、地域住民と協働して景観の維持・保全に努めます。

美しい景観を保持するため、「座間市景観計画」に基づいて「景観重要建造物」や「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」としての指定を検討します。

文化財と一体となった緑の景観について保全意識の向上を目指し、生涯学習等の機会の活用を検討します。



写真：景観に配慮した街並み



写真：平和の小径

樹林地の保全と維持管理

特別緑地保全地区制度である「相模川緑地保全地区」においては、良好な環境を保全していくとともに、森林環境譲与税も活用しつつ、樹林地の適正な維持管理を進めます。

- 大径木化や低木の繁茂がみられる地区については、季節に応じた低木等の整理や、大径木の伐採を10年から30年を目途に実施し、緑地の機能維持増進を目指します。
- 緑地としての機能維持が図られ、比較的傾斜が緩やかで、安全に作業が進められる区域については、地域団体等との協働による下草刈り等を行い、さらなる機能維持と地域コミュニティの活性化を図ります。

市内の民有樹林地については、貴重な樹木を保全するため樹木保全地域制度の周知に努めます。樹林地の保全と適正な維持管理を通じて、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収を促進させ、また、保水機能を有する樹林地の保全によって、大雨などによる浸水被害の軽減を目指します。近年の自然環境などの変化による老木や枯損木、ナラ枯れなどの増加については、関係機関などに協力も仰ぎながら対応策を検討するとともに、機能維持増進のため伐採した樹木については、気候変動（温室効果ガス削減等）対策を含め、利活用方法を検討します。

大径木の伐採や季節に応じた低木等の整理を通して、多様な生物の生息・生育空間の確保を目指すとともに、気候変動による植物群落等への影響について調査及び情報収集が必要となる場合は、関係機関と協力します。



写真：座間市の骨格となる相模川河岸段丘崖線の樹林地

農的な空間の保全と活用

農地に関しては、農業用水路や農業振興地域内の未舗装道路の整備や改修など、農業の基盤を整えたり向上させたりする取り組みを進めながら、農地の多面的機能を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

生産緑地地区については、地権者との調整を行いながら、市街地内での持続的な農業の場として、また周囲の住民の癒しとなる緑の空間として、維持・存続を目指します。

都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、市内の農地を借り上げ、「市民農園」を開設します。

遊休農地対策として、市の花であるひまわりの植栽を推進するとともに「座間市ひまわりまつり」を開催します。



写真：生産緑地

良好な水辺空間の形成

相模川、鳩川、目久尻川といった本市の貴重な自然空間での親水エリアの創出に関する環境整備について、関係機関に働きかけます。

相模川については、引き続き適切な管理と保全に取り組みながら、河川と農地が調和する景観を保全します。

市街地を流れる鳩川や目久尻川については、近隣の住民にとって身近で潤いを感じることができ、貴重なエリアとして、散策や親水機能の向上に注力しつつ、周辺環境との一体性を持つ良好な生活の風景を形成します。

近隣市との連続性を持つ河川に関しては、県や隣接市と協力し、広域的な景観を保全する方策を検討します。



写真：目久尻川の親水空間



写真：相模川の河川敷

湧水や地下水の確保

本市の貴重な緑を守り育てるため市内に存在する豊富な湧水や地下水の水源を将来にわたって守り続け、次世代に受け継ぐために、多様な関係者と連携します。



写真：番神水湧水が流れる番神水公園

緑のネットワークの確保

本市においては、互いに近接・隣接して分布している樹林地や農地、水辺空間などの多様な自然環境がエコロジカルネットワークを形成し、多様な生物の生息・生育空間となっています。これらの多様な自然環境を保全し、緑のネットワークを確保します。

ヒートアイランド現象緩和のため、河川や斜面緑地、道路の街路樹、緑道等の緑のネットワークや広がり確保します。



写真：相模川と並木によるネットワーク

基本方針 4 市民や事業者の緑との関わりの推進

市民に届く効果的な情報発信と緑の魅力のPR

市のX（旧ツイッター）やLINE（ライン）などのSNSを活用し、より効果的な情報発信を行います。

本市の緑の魅力や実態について分かりやすい発信方法を検討します。



写真：座間市役所 X（旧ツイッター）



写真：座間市 LINE

魅力的なイベントの開催

座間市緑化祭り、ひまわりまつり、大凧まつりなど、市内の緑を活用した大規模なイベントを引き続き開催していくとともに、マルシェやキッチンカーの出店、フリーマーケット、自然観察会など、市民が楽しく参加できるイベントについて、市民とともに研究・検討します。



写真：かにが沢さくら祭りの出店



写真：座間市緑化祭りでの花のアレンジメント



写真：大凧まつり

環境学習の推進

市・市民・事業者の協働により、市民・事業者の環境保全意識の向上を目的とした事業に協力します。

子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、保育園・幼稚園・小学校を中心に、楽しくわかりやすい環境学習を行います。環境教育・学習においては、市内の公園や農地などの活用を検討します。

市民が本市の多様な自然環境に生息・生育する生物に触れ合う機会を創出します。



写真：市民らによる田植え体験

緑のボランティア活動の推進

市民による緑のボランティア活動を活性化させるため、環境学習の場などを活用し、参加促進を図ります。

芹沢公園では、森づくりボランティアを募集し、森林インストラクターの指導のもと下草刈り、枝払いなどを行う、市民協働による維持管理を検討します。



写真：地域のボランティアと市内中学生による植栽

民間企業のCSR活動の場としての緑の活用

本市が有する農地や緑地については、民間企業のCSR活動の場等として本市の緑の活用を検討します。

美化活動への参加促進

座間市や公園広場等アダプト制度を活用し、市民個人・団体などによる美化活動を支援します。

「美化デー」による清掃活動など環境美化活動を支援します。



写真：相模川クリーンキャンペーン

市民、事業者による緑を支えることのできる制度の周知

「座間市公園・広場等アダプト制度」と「生活環境緑化奨励事業」の拡大に向けた、積極的な広報を行います。

「施設緑化事業」と「生け垣設置奨励金」の拡大に向けた積極的な広報を行います。

多様な主体間の連携の促進

まちづくりルールの導入などを通じて、市民が連携して魅力ある緑のあるまちを形成していくことを支援します。

事業者による緑の取り組みの推進方策について検討します。

関連機関と連携し、広域的な緑の課題解決や魅力の向上を目指します。

4 都市公園の整備及び管理の方針

都市公園の整備及び管理の方針は次の通りです。

(1) 都市公園の整備の方針

[現状]

本市においては、都市公園は市中心部に位置する県立座間谷戸山公園を核とし、芹沢公園やかみが沢公園を始めとする比較的大規模な公園や、地域に根差す街区公園などの整備を進めてきました。近年では、スカイグリーンパークを新たに整備し、令和4年4月1日に開園しました。また、従来から市が整備を行ってきた相模が丘仲よし小道となかよし広場は、令和4年4月1日に都市公園となり、なかよし広場については名称が「なかよし公園」となりました。



写真：スカイグリーンパーク



写真：相模が丘仲よし小道

[方針]

今後も、市全体および地域ごとの人口分布、ニーズを踏まえ、子供広場、多目的広場、緑地帯等、公共施設の緑や民間の緑などの分布状況も考慮しながら、都市公園の配置を検討していきます。今後の高齢化や人口減少に伴う予算規模の縮減を想定し、将来も安全で快適な公園環境を提供するためには、利用状況や利用者の要望に基づいて、必要に応じて既存公園の統合や廃止を含む公園の配置見直しも検討します。

全市におけるバランスのとれた都市公園配置の観点から、これまで都市公園が整備されてこなかった四ツ谷地区に、新たに都市公園を整備します。

(2) 都市公園の管理の方針

[現状]

「座間市緑のまちづくりに関するアンケート」において、公園がどのように変わればもっと利用するかについて、身近な公園・広場・緑地帯等、比較的規模の大きな公園のいずれにおいても最も回答者数が多かったのが「ゴミの清掃やトイレの清潔化」(身近な公園・広場・緑地帯等 27.8%、比較的規模の大きな公園 30.5%)であり、「樹木や草花の草刈・維持管理状況の改善」(身近な公園・広場・緑地帯等 22.5%、比較的規模の大きな公園 19.0%)も一定の回答者数があることから、これらの維持管理を求める多くの市民ニーズがあることが見られました。



写真：入谷くつがた公園のトイレ

さらに、公園がどのように変わればもっと利用するかについては、身近な公園・広場・緑地帯等について、「きれいな花を楽しめる」24.9%、「休むことができるベンチ等の設置」24.2%、「見通しや明るさなどの防犯上の環境の改善」20.9%、「心地よい木陰ができる」19.6%といったニーズも多く、比較的規模の大きな公園については、「飲食施設やキッチンカーの出店」19.8%、「休むことができるベンチ等の設置」19.3%、「きれいな花を楽しめる」18.9%、「魅力的なイベントの開催」16.3%、「見通しや明るさなどの防犯上の環境の改善」15.3%、「心地よい木陰ができる」11.7%といったニーズも多く見られました。

[方針]

市民が緑を楽しく利活用できるレクリエーションの視点をさらに強化していくためには、市民の利活用についての具体的なニーズを踏まえて都市公園の維持管理を行っていくことが重要です。

市民ニーズに対応した、都市公園の日常のゴミの清掃やトイレの清潔化、草刈等を始めとするきめ細やかな維持管理を、市民や事業者の方々との協働のもと行います。

多くの都市公園が開設から半世紀以上がたっており、公園施設の老朽化の状況・分布の状況から新設する施設や老朽化施設の修繕・撤去を検討し、都市公園の魅力向上に努めます。

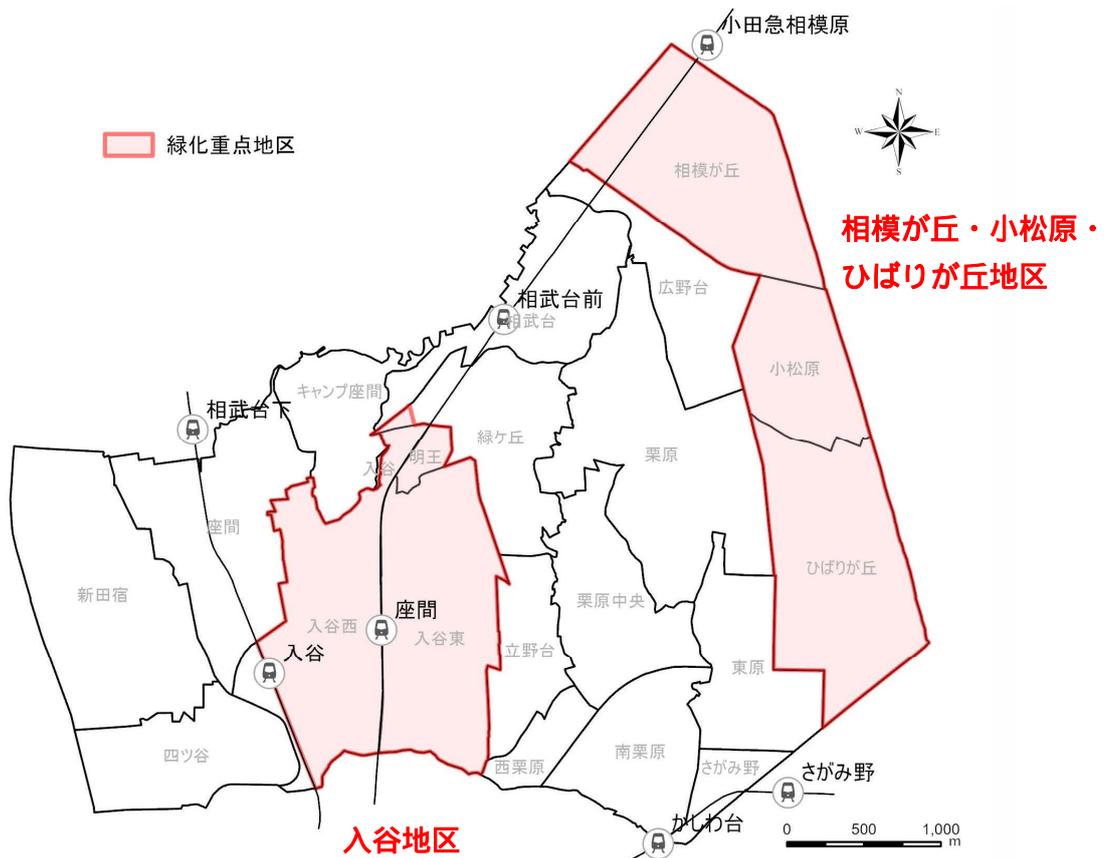
市民や事業者と連携し、都市公園の利活用をサポートします。

○多様化する市民ニーズにより柔軟に対応し、市民サービスの向上と限られた財源の有効活用を目指して、指定管理者制度の導入を図ります。

5 緑化重点地区の方針

緑の基本計画では、緑化の必要性が高い地区などにおいて、緑化重点地区（都市緑地法の「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」）を定めることができます。

本計画では、前計画で示された「入谷地区」、「相模が丘・小松原・ひばりが丘地区」の2つの緑化重点地区を継承し、次の方針を定めます。



図：緑化重点地区

入谷地区

座間駅周辺の商業・業務地エリアと沿道商業エリアは、地域の生活交流の中心として、魅力的な駅前緑地空間を、事業者と連携して適切に管理していくとともに、駅周辺の緑化とユニバーサルデザイン化などの促進を通じて、魅力ある商業地の形成を目指します。

座間市開発指導要綱に基づいて、事業所、集合住宅、工場などの大規模建築物の緑化の誘導を目指します。

住宅地の魅力を高めるために、地域住民と連携し、公園や広場の適切な管理に取り組みます。

都市の価値向上のために、日常的な植栽や清掃、地区計画などの指針に基づくまちづくりルールの導入など、市民と事業者が主体となるエリアマネジメントの促進における緑化の取り組みを支援します。

公共施設を活用し、建物や敷地の緑化を進めます。

県立座間谷戸山公園は多くの利用者が訪れる緑の拠点であり、自然環境を保全した自然生態観察公園として、さらなる活用促進を目指して公園管理者と協力します。

まとまった斜面林や樹林地の適切な維持管理を図ります。特別緑地保全地区である「相模川緑地保全地区」については、制度に基づく制限を継続しながら、適切な維持管理を行い、良好な緑の空間として確保します。市内に存在する私有林についても、地権者との理解と協力を得ながら、適切な管理を推進します。

鈴鹿・長宿特定景観計画地区については、地域住民と連携して環境づくりを促進し、建築物の規制と誘導に取り組みつつ、歴史的な景観と緑の保全と継承に努めます。

羽根沢地区周辺は引き続き市街化調整区域として緑の保全に努めます。

地域南部の住宅地や農地では、農地や緑地などの保水・遊水機能を有する緑を保全し、豪雨時の流出制御を目指します。

相模が丘・小松原・ひばりが丘地区

小田急相模原駅周辺では、地権者や事業者と連携し、まちなかの緑化による魅力的な市街地環境を目指します。

座間市開発指導要綱に基づいて、事業所、集合住宅、工場などの大規模建築物の緑化の誘導を目指します。

住宅地の魅力を高めるために、地域住民と連携し、公園や広場の適切な管理に取り組みます。

都市の価値向上のために、日常的な植栽や清掃、地区計画などの指針に基づくまちづくりルールの導入など、市民と事業者が主体となるエリアマネジメントにおける緑化の取り組みを支援します。

公共施設を活用し、建物や敷地の緑化を進めます。

環境軸である「相模が丘仲よし小道」は、市街地における貴重な緑の散策路として、NPO 法人などの関係団体と協力し、緑化による市街地の安全性と快適性の向上を目指します。

5 章 計画の進行

緑の基本計画は、その策定時点での国や都市の制度、社会状況などを前提としていますが、計画の10年間にわたる期間中に変化する可能性も考えられます。

本計画に記載されている取り組み以外に、より効果的な取り組みが可能になった場合、柔軟に行動する必要があります。そのため、この計画は、PDCA サイクルを採用し、計画（Plan）の取り組みを実施（Do）し、状況を定期的に評価し（Check）必要に応じて年次および中間見直しの際に改善（Action）を行います。



図：PDCA サイクルのイメージ

6 章 資料編

1 アンケート調査票

(1) 座間市緑のまちづくりに関するアンケート

座間市緑のまちづくりに関するアンケート調査票

1 あなたご自身について、お聞きします

問1 性別を教えてください。(○は1つ)

- 1 男性 2 女性

問2 年齢を教えてください。(○は1つ)

- 1 10代 2 20代 3 30代 4 40代
5 50代 6 60代 7 70代以上

問3 お住まいの地域を教えてください。

問3-1 地域はどこですか。(○は1つ)

- 1 入谷東 2 入谷西 3 栗原 4 栗原中央
5 小松原 6 相模が丘 7 さがみ野 8 座間
9 新田宿 10 相武台 11 立野台 12 西栗原
13 東原 14 ひばりが丘 15 広野台 16 緑ヶ丘
17 南栗原 18 明王 19 四ツ谷 20 わからない

問3-2 何丁目ですか。(○は1つ)

- 1 1丁目 2 2丁目 3 3丁目 4 4丁目 5 5丁目
6 6丁目
7 その他 (_____)
8 わからない

問4 あなたは、現在の「地域」にお住まいになって何年になりますか。(○は1つ)

- 1 1年未満 2 1～3年未満 3 3～5年未満
4 5～10年未満 5 10～20年未満 6 20年以上

2 ご自宅の周辺（ご自宅から概ね徒歩10分以内の範囲）の緑についてお聞きします

ご自宅の周辺（ご自宅から概ね徒歩10分以内の範囲）の緑の現状についてお伺いします。

問5 ご自宅の周辺の緑の量について、どのように感じていますか。(○は1つ)

- 1 多い 2 やや多い 3 普通
4 やや少ない 5 少ない 6 わからない

問6 ご自宅の周辺の緑の量の変化についてどのように感じていますか。(○は1つ)

- 1 増えている 2 変わらない 3 減っている 4 わからない



問 7 ご自宅の周辺の緑に満足していますか(○は1つ)

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| 1 大変満足 | 2 どちらかといえば満足 | 3 普通 |
| 4 どちらかといえば不満 | 5 大変不満 | 6 わからない |

問 8 ご自宅の周辺の満足している緑はどこですか。(○は3つまで)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 身近な公園や広場 | 2 比較的規模の大きな公園 |
| 3 田畑などの農地の緑 | 4 屋敷林や社寺境内の緑 |
| 5 駅前や商店街などの街中の緑 | 6 生垣や庭木などの住宅地の緑 |
| 7 斜面地や丘陵地の緑 | 8 大きな川の堤防や河川敷の緑 |
| 9 小川や水路・湧水周辺の緑 | 10 道路の並木や学校などの緑 |
| 11 その他 (_____) | |

3 市内の緑について、お聞きします

座間市全体の緑の現状と今後の緑のあり方についてお伺いします。



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

問 9 市全体で多いと感じる緑はどれですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 身近な公園や広場 | 2 比較的規模の大きな公園 |
| 3 田畑などの農地の緑 | 4 屋敷林や社寺境内の緑 |
| 5 駅前や商店街などの街中の緑 | 6 生垣や庭木などの住宅地の緑 |
| 7 斜面地や丘陵地の緑 | 8 大きな川の堤防や河川敷の緑 |
| 9 小川や水路・湧水周辺の緑 | 10 道路の並木や学校などの緑 |
| 11 その他 (_____) | |

問 10 あなたが市内の緑に求める機能はなんですか。(○は3つまで)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1 空気の浄化 | 2 騒音や粉じん等から生活環境を守る |
| 3 多様な生物をはぐくむ | 4 ヒートアイランド現象や地球温暖化を防ぐ |
| 5 火災の延焼を防ぐ | 6 風水害や土砂災害などを防ぐ |
| 7 災害時の避難路・避難地、救援・復興の拠点となる | 8 潤いや風格のあるまち並み景観を創出する |
| 9 水辺や緑地の自然的景観を創出する | 10 歴史的・文化的景観を創出する |
| 11 食料を生産する | 12 自然体験や環境学習の場を提供する |
| 13 憩いや安らぎの場を提供する | 14 遊びやスポーツの場を提供する |
| 15 その他 (_____) | |

問 11 市内で今後どのような緑を守り、増やしていくと良いとお考えですか。(○は3つまで)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 身近な公園や広場 | 2 比較的規模の大きな公園 |
| 3 田畑などの農地の緑 | 4 屋敷林や社寺境内の緑 |
| 5 駅前や商店街などの街中の緑 | 6 生垣や庭木などの住宅地の緑 |
| 7 斜面地や丘陵地の緑 | 8 大きな川の堤防や河川敷の緑 |
| 9 小川や水路・湧水周辺の緑 | 10 道路の並木や学校などの緑 |
| 11 その他 (_____) | |

次の用紙へ続きます

4 公園・広場・緑地帯等について、お聞きします

問 12 公園・広場・緑地帯等について

問 12-1 あなたがこの1年間に利用した公園・広場・緑地帯等はどこですか。同封の公園全図内の番号を記入してください。(いくつでも)

同封の公園全図内の番号 (_____)

問 12-2 問 12-1 の回答の中で、最もよく利用した公園・広場・緑地帯等はどこですか。同封の公園全図内の番号を記入してください。(ひとつだけ)

同封の公園全図内の番号 (_____)



座間市マスコットキャラクター
「ぜまりん」

問 13 「身近な小さな公園・広場・緑地帯等」と「比較的規模の大きな公園」について

身近な小さな公園・広場・緑地帯等(ご自宅から概ね徒歩 10 分以内の範囲にある規模の小さな公園・広場・緑地帯等)と、比較的規模の大きな公園(自宅からの距離に関わらず)について教えてください。

問 13-1 公園・広場・緑地帯等を利用する頻度はどのくらいですか。「①身近な小さな公園・広場・緑地帯等」と「②比較的規模の大きな公園」それぞれについて教えてください。

①身近な小さな公園・広場・緑地帯等(○は1つ)

- 1 毎日のように 2 週2～3回 3 週1回くらい 4 月に数回 5 年に数回
6 利用しない

②比較的規模の大きな公園(○は1つ)

- 1 毎日のように 2 週2～3回 3 週1回くらい 4 月に数回 5 年に数回
6 利用しない

問 13-2 公園・広場・緑地帯等の魅力について

【問 13-1 の①②で1～5にひとつでも○を付けた方のみ答えてください。13-1 で①②とも6に○(利用しない)を付けた方は **問 13-3** に進んでください。】

問 13-2-1 公園・広場・緑地帯等を利用する理由やその魅力を教えてください。「①身近な小さな公園・広場・緑地帯等」と「②比較的規模の大きな公園」それぞれについて教えてください。

①身近な小さな公園・広場・緑地帯等(○は3つまで)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 近い | 2 子どもを安心して遊ばせられる |
| 3 魅力的な遊具がある | 4 おむつ交換等子ども用の休憩スペースがある |
| 5 花壇などの花がきれい | 6 心地よい芝生がある |
| 7 心地よい木陰がある | 8 水辺を楽しむことができる |
| 9 虫、鳥、魚などの動物を見ることができる | 10 ベンチなどで休むことができる |
| 11 スポーツや健康づくりを楽しめる | 12 地域の歴史や文化を感じることができる |
| 13 犬と散歩したり遊んだりすることができる | 14 友人や地域の人々とのコミュニケーションの場 |
| 15 駐車場がある | |
| 16 その他 (_____) | |

用紙の裏面へ続きます

②比較的規模の大きな公園(○は3つまで)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 近い | 2 子どもを安心して遊ばせられる |
| 3 魅力的な遊具がある | 4 おむつ交換等子ども用の休憩スペースがある |
| 5 花壇などの花がきれい | 6 心地よい芝生がある |
| 7 心地よい木陰がある | 8 水辺を楽しむことができる |
| 9 虫、鳥、魚などの動物を見ることができる | 10 ベンチなどで休むことができる |
| 11 スポーツや健康づくりを楽しめる | 12 地域の歴史や文化を感じることができる |
| 13 犬と散歩したり遊んだりすることができる | 14 友人や地域の人々とのコミュニケーションの場 |
| 15 駐車場がある | |
| 16 その他 (_____) | |

問 13-2-2 公園・広場・緑地帯等は誰と利用することが最も多いですか。「①身近な小さな公園・広場・緑地帯等」と「②比較的規模の大きな公園」それぞれについて教えてください。

①身近な小さな公園・広場・緑地帯等(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1 1人で | 2 お子様と一緒に | 3 ご夫婦で、又はパートナーと一緒に |
| 4 お孫様と一緒に | 5 親と一緒に | 6 祖父母と一緒に |
| 7 お友達と一緒に | 8 ご近所、地域の方々と一緒に | |
| 9 その他 (_____) | | |

②比較的規模の大きな公園(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1 1人で | 2 お子様と一緒に | 3 ご夫婦で、又はパートナーと一緒に |
| 4 お孫様と一緒に | 5 親と一緒に | 6 祖父母と一緒に |
| 7 お友達と一緒に | 8 ご近所、地域の方々と一緒に | |
| 9 その他 (_____) | | |



座間市マスコットキャラクター
「ごまりん」

問 13-3 公園・広場・緑地帯等へのニーズについて

問 13-3-1 公園・広場・緑地帯等がどのように変われば、もっと利用するようになると思いますか。「①身近な小さな公園・広場・緑地帯等」と「②比較的規模の大きな公園」それぞれについて教えてください。

①身近な小さな公園・広場・緑地帯等(○は3つまで)

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 樹木や草花の草刈・維持管理状況の改善 | 2 ゴミの清掃やトイレの清潔化 |
| 3 見通しや明るさなどの防犯上の環境の改善 | 4 魅力的なイベントの開催 |
| 5 禁止事項を少なくし、ボール遊びなどさまざまな遊びや活動ができるようになる | |
| 6 老朽化した施設の更新 | 7 魅力的な遊具の設置 |
| 8 おむつ交換等子ども用の休憩スペースの設置 | 9 きれいな花を楽しめる |
| 10 心地よい木陰ができる | 11 心地よい芝生ができる |
| 12 虫、鳥、魚などの動物が見られるようになる | 13 休むことができるベンチ等の設置 |
| 14 運動できる広場や園路、設備の設置 | 15 ドッグランなど犬と楽しめる施設の設置 |
| 16 段差の解消等のバリアフリー化 | 17 飲食施設やキッチンカーの来店 |
| 18 自ら手入れのできる畑や花壇などの設置 | 19 Free Wi-Fi が使えるようになる |
| 20 自転車等の無秩序な駐輪状況の改善 | 21 特にない |
| 22 その他 (_____) | |

②比較的規模の大きな公園(○は3つまで)

- | | |
|--|-------------------------|
| 1 樹木や草花の草刈・維持管理状況の改善 | 2 ゴミの清掃やトイレの清潔化 |
| 3 見通しや明るさなどの防犯上の環境の改善 | 4 魅力的なイベントの開催 |
| 5 禁止事項を少なくし、ボール遊びなどさまざまな遊びや活動ができるようになる | |
| 6 老朽化した施設の更新 | 7 魅力的な遊具の設置 |
| 8 おむつ交換等子ども用の休憩スペースの設置 | 9 きれいな花を楽しめる |
| 10 心地よい木陰ができる | 11 心地よい芝生ができる |
| 12 虫、鳥、魚などの動物が見られるようになる | 13 休むことができるベンチ等の設置 |
| 14 運動できる広場や園路、設備の設置 | 15 ドッグランなど犬と楽しめる施設の設置 |
| 16 段差の解消等のバリアフリー化 | 17 飲食施設やキッチンカーの出店 |
| 18 自ら手入れのできる畑や花壇などの設置 | 19 Free Wi-Fi が使えるようになる |
| 20 自転車等の無秩序な駐輪状況の改善 | 21 特になし |
| 22 その他 (_____) | |

問 13-3-2 問 13-3-1 の回答が特に当てはまる公園・広場・緑地帯等があれば教えてください。「①身近な小さな公園・広場・緑地帯等」と「②比較的規模の大きな公園」それぞれについて教えてください。同封の公園全図内の番号を記入してください。

①身近な小さな公園・広場・緑地帯等(3つまで)

同封の公園全図内の番号 (_____)

②比較的規模の大きな公園(3つまで)

同封の公園全図内の番号 (_____)

問 14 今後、中長期的な人口減少と市の財政状況がさらに厳しさを増していくことが予想される中、公園の維持管理や整備に関しても、より効果的で効率的な取組が重要になると考えています。そのような中、特に身近な小さな公園・広場・緑地帯等の再整備にあたっては、集約・統合などをおこない、機能や魅力の充実を図っていくという考え方があります。そのような考え方についてどう思いますか。(○は1つ)

- 1 公園の数を維持するよりも、公園の機能の充実を優先する
- 2 公園の機能の充実よりも、公園の数の維持を優先する
- 3 わからない
- 4 その他 (_____)



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

5 市民の取組について、お聞きします

理想とする緑の姿を実現するために、あなたの身近で協力できることや、個人で参加できることについて、お伺いします。

問 15 緑のためにあなたができることは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 自宅の玄関まわりやベランダなどを草花で飾る
- 2 緑の募金に協力する
- 3 自宅の庭木を増やす(生垣の設置等)
- 4 公園や道路などに花木を植えたり、手入れをする活動に参加する
- 5 緑化まつり等のイベントに参加する(ボランティア含む)
- 6 水辺や里山の緑の手入れをする活動に参加する
- 7 市民農園で野菜や花などの緑を育てる
- 8 専門家から緑について学ぶ研修会や講習会に参加する
- 9 公園を計画する話し合いなどに参加する
- 10 その他(_____)



問 16 座間市公園・広場等アダプト制度、花とうるおいのある緑地づくり事業についてお伺いします。

【参考】座間市公園・広場等アダプト制度

市民の皆さんが公園・広場等の美化活動を自主的に行い、市が道具の支給や貸し出しなどによりサポートする制度です。市民の皆さんと市がお互いの役割を分担し、合意に基づき、清掃や花植えなどの活動を進めます。

【参考】花とうるおいのある緑地づくり事業

市では、市民団体や事業者と協働で、地域に根ざした親しみのある緑地づくりに取り組んでいます。この活動に協力してくださる市民団体ならびに同活動を支援してくださる事業者を募集しています。

問 16-1 これらの制度をご存知でしたか。(〇は1つ)

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

問 16-2 市民の皆さんが、これらの制度をより使いやすくなるためにはどのようなことが必要だと考えますか。(〇は1つ)

- 1 市の広報誌で制度を紹介する
- 2 市の SNS で制度を紹介する
- 3 制度等の内容について詳しく説明する機会を設ける
- 4 実際に取り組んでいる人の体験談を紹介する
- 5 興味を持つ人が集まるなど、仲間づくりの場を設ける
- 6 制度の支援メニューをよりきめ細かく設定する
- 7 その他(_____)

問 17 市民や地域社会、企業が緑をつくり守り育てることについて、ご意見がございましたらご記入ください。



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

6 市の取組について、お聞きします

行政として、どのような体制や取組みを推進すべきかお伺いします。

問 18 あなたは、市内の緑の保全や緑化の取組みをどのように進めたら良いと思いますか。
(○は1つ)

- 1 市主導で進める
- 2 市民主導で進め、市は必要な支援を行う
- 3 市民と市が協働で進める
- 4 わからない
- 5 その他 (_____)

問 19 市内の緑の保全や緑化のために、行政の取組みとして、重要だと思うものはどれですか。(○はいくつでも)

- 1 まとまった緑を計画的に保全する
- 2 公園の草刈りや樹木の手入れにより、緑を適切に維持する
- 3 公園や広場、緑道などを新たに整備する
- 4 学校の環境教育や緑化活動を支援する
- 5 学校や庁舎等の公共施設の緑化を進める
- 6 緑に係わるボランティアや市民団体を支援する
- 7 住宅地等において、緑の約束事を決める (地区計画等)
- 8 農地を計画的に保全する
- 9 民間事業者に対し、緑化を指導する
- 10 イベントや講習会等を通じて、市民の緑化意識を高める
- 11 住宅の生垣設置等に対し、費用の一部を助成する
- 12 その他 (_____)



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

問 20 緑をつくり、守り育てるための行政の役割などについて、ご意見があればご記入ください。

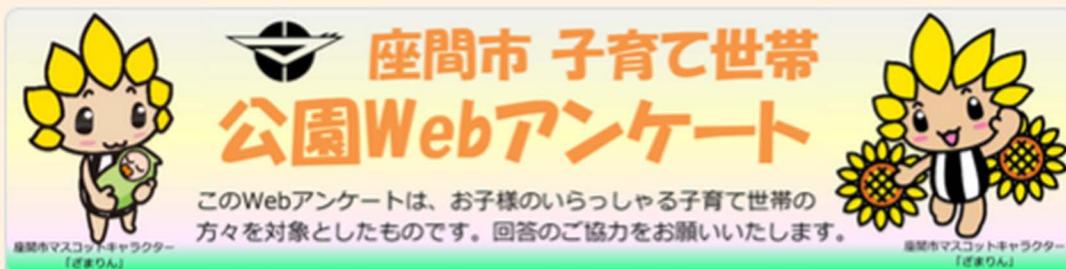
ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒で令和5年2月12日までに投函ください。



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

(2) 座間市子育て世帯公園 Web アンケート



座間市 子育て世帯 公園Webアンケート

本アンケートは、座間市緑の基本計画改訂に向けて、緑や公園等に関して、市民および近隣市の皆様の意見を聴取するために行うものです。先行して令和5年2月に実施した市民アンケート結果を踏まえ、この度、子育て世帯を対象とした公園Webアンケートを実施いたします。

座間市では、第5次座間市総合計画の輝く未来戦略“未来へつなぐ”において、子どもたちの夢がかなえられる、希望にあふれる社会を目指すとしています。

- 子どもたちの健やかな成長を地域全体で支える
- 取り巻く環境が変化するなかでも柔軟な対応
- 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考える

今後予想される人口減少に伴い、座間市では若年世帯の定住促進をはかり子育てしやすい環境づくりを目指しています。その中で、限られた財源で公園等の維持管理を進めるにあたり、適切な公園等の配置や機能の見直しも考えていかなければならない状況です。

市民および近隣市の皆様に、快適に公園・広場・緑地帯等を利用していただきたく、今後を担う子育て世帯の方々が求めるニーズを把握するとともに、皆様とのコミュニケーションを図るためにもWeb形式でアンケートを行いますので、どうぞ回答のご協力をお願いいたします。

ニーズ把握を目的とするため、設問選択肢に記載の事項を今後必ず実現や実施するものではありません。

 保存が無効になっています

* 必須の質問です

問1. 座間市の公園・広場・緑地帯等の遊び場や緑に関するイベントについて、どのように情報を収集していますか？あなたが、これまで情報源として良く閲覧している媒体をお選びください（5つまで。必ず1つは選択）。

- 座間市広報誌
- ざまりんInstargram
- ざまっぶ公園編
- 民間のホームページ（公園特集、子どもとお出かけ情報など）
- Google Map等の地図情報
- 座間市役所 facebook
- 民間の情報誌
- 公園の掲示板
- 公共施設の掲示板等
- 座間市ホームページ
- 口コミ
- 各公園のホームページ
- 幼稚園・保育施設・小中学校・地域の児童館等からの案内（ポスターやちらし）
- マスメディア（テレビやラジオ等）
- ざまりんTwitter
- 座間市公式LINE
- 自治会の回覧板
- 民間施設からの案内（ポスターやちらし）
- その他: _____

GoogleForms の機能を使用し、選択肢はランダム表示の設問。

問2. どのようなイベントがあればお子様と参加したいですか（5つまで。必ず*
1つは選択）。

- 公園をめぐるスタンプラリーイベント（複数の公園でテーマを決めて同時開催）
- 犬も一緒に参加できるイベント（マナー教室等も含む）
- 農体験、食育イベント
- 座間市マスコットキャラクター「ざまりん」に会えるイベント
- 季節の花壇づくり（例：種や苗を植えて育てるなど）
- 公園ルールづくり（案内看板作り等も含む）
- 美化活動（例：ゴミ拾い、落葉集めなど）
- フォトコンテスト、お絵かき会
- デイキャンプやツリーハウスなどの冒険イベント
- スマホアプリ等を使った市内の生き物探し（環境省「いきものログ」等）
- 公園マナー教室、遊具の安全な使い方講習会など
- 親子ヨガ、リズム体操などの運動イベント
- マルシェ、フリーマーケット
- 清掃とお楽しみイベント（例：落葉集めで焼き芋大会など）
- 防災訓練を意識したイベント
- 植物を育てて活用するイベント（例：へちまを育ててスポンジづくりなど）
- 座間市の大きなイベント（例：ひまわり祭り、大風祭りなど）
- 自然観察会（植物、昆虫・野鳥・水生生物の観察など）
- 里山保全隊（下草刈り、除伐など樹林地の手入れを行うボランティア活動）
- 散歩、森林浴
- 子どもが育てた植物の観賞会イベント
- その他: _____

GoogleForms の機能を使用し、選択肢はランダム表示の設問。

問3. あなたが子供を連れて身近な小さな公園等（※）を利用する際に、もしくは* は、子どもを遊ばせる場合についてお伺いします。あなたが考える魅力的な施設はどのようなものですか（5つまで。必ず1つは選択）。

※身近な小さな公園等とはご自宅から概ね徒歩10分以内の範囲にある規模の小さな公園・広場・緑地帯等です。大きな公園である「県立谷戸山公園」、「芹沢公園」、「かにが沢公園」は除きます。

- どのような遊具や施設でも良いが老朽化していないこと
- 水道やトイレ
- 遊具（6歳～12歳対象）
- 木陰やシェードなどの日陰があること
- 遊具よりも、思い切り走り回れるスペースや自由にボール遊びができること
- 休憩場所（ベンチやあずまや）
- 遊具（3歳～6歳対象の保護者同伴を原則とするもの）
- 障がいのある子供も一緒に利用できるインクルーシブ遊具
- 健康遊具
- 雨天時も利用できる室内型の遊びスペース
- その他: _____

GoogleForms の機能を使用し、選択肢はランダム表示の設問。

問4. あなたが子供を連れて小さな公園等（※）を利用する際に、もしくは、子どもを遊ばせる場合についてお伺いします。あなたが考える安心・安全に利用できる条件とはどのようなものですか（5つまで。必ず1つは選択）。

※身近な小さな公園等とはご自宅から概ね徒歩10分以内の範囲にある規模の小さな公園・広場・緑地帯等です。大きな公園である「具立谷戸山公園」、「芹沢公園」、「かにが沢公園」は除きます。

- 防犯面や車の往来等から、公園内外の見通しが良い
- 年齢の違う子どもの遊ぶゾーンが分かれている
- 思い切り遊べる十分な広さの芝生スペース
- 小さな子どものボール遊びができる
- 砂場など犬の糞尿が無く衛生的である
- 遊具周辺の地面が弾力性のある素材で子供が怪我しにくい配慮
- トイレ、遊具、ベンチなどが老朽化していない
- 樹木や下草の手入れが行き届いている
- 乳幼児や未就学児の水遊びスペース
- 公園内施設の清掃が行き届いている
- 公園で出来ることと禁止事項が判断できる看板がある
- 公園までのアクセスしやすさ
- 高齢者を始めとした地域の見守りがある
- 子どもの遊ぶ遊具の周辺に、保護者が見守ることのできるベンチがある
- その他: _____

GoogleForms の機能を使用し、選択肢はランダム表示の設問。

問5. 子育て世帯を対象とした身近な小さな公園等（※）の機能の最適化について、あなたの考えに最も近いものをご回答ください（1つ）。

※身近な小さな公園等とはご自宅から概ね徒歩10分以内の範囲にある規模の小さな公園・広場・緑地帯等です。大きな公園である「県立谷戸山公園」、「芹沢公園」、「かにが沢公園」は除きます。

（参考）座間市都市マスタープラン（2023～2032）では、暮らしの質を高める公園・緑地の適正な管理をしていく中で、公園機能の最適化について、次の考えが示されています。

「限られた財源の中で将来に渡って安全・安心で快適な公園機能を維持・提供していくために、利用実態や利用者ニーズをふまえながら、必要に応じて既存公園の統合・廃止等も含めた公園の再配置について検討する。」

- 近い公園を一部統合して機能の充実やスペース拡大させるのが良い
- 今のままで良い
- 公園内の老朽化施設の更新は必要だが基本的に今のままで良い
- 身近に公園が無いため新規に整備してほしい
- 今ある公園をニーズに対応したコンセプトを設定してリニューアルするのが良い
（例：公園Aは未就学児の遊具公園、公園Bは花の多い癒しの公園など）

GoogleForms の機能を使用し、選択肢はランダム表示の設問。

問6. 身近な小さな公園等（※）の機能の最適化の進め方について、**あなたの意見に最も近いもの**を回答してください（1つ）。ワークショップやデザイン会議とは、市民の皆様が集まって一緒に考える場です。

※身近な小さな公園等とはご自宅から概ね徒歩10分以内の範囲にある規模の小さな公園・広場・緑地帯等です。大きな公園である「県立谷戸山公園」、「芹沢公園」、「かにか沢公園」は除きます。

（参考）座間市都市マスタープラン（2023～2032）では、暮らしの質を高める公園・緑地の適正な管理をしていく中で、公園機能の最適化について、次の考えが示されています。

「施設の老朽化が課題となっている既存公園については、公園の主な利用者となる周辺住民との協働を図りながら、世代ごとのニーズに対応した公園機能の見直しや施設の入れ替え等、さらなる利用促進に資する公園の再整備について検討する。」

- ワークショップやデザイン会議などにぜひ積極的に参加したい
- ワークショップやデザイン会議などに都合が合えば参加したい
- ワークショップやデザイン会議などに興味はあるが、参加まではしたくない
- アンケートなどで意見を聞いてもらえる場があるとよい
- SNSやQRコードなどで意見交換やアイデア提案のコメントが気軽にできる環境にアクセスできると良い
- 興味はあるが、よく分からないため市主導で進めてほしい
- 興味なし

問7. あなたの年代をお聞かせください(1つ)。*

- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代以上

問8. あなたの性別をお聞かせください(1つ)。

- 男性
- 女性
- その他

問9. R5年4月時点の、お子様の年代を教えてください(いくつでも)。*

- 3歳未満
- 3歳以上～就学前
- 小学生(1～3年生)
- 小学生(4～6年生)
- 中学生
- 中学校卒業後～18歳未満

問10. お住いの地域を教えてください（1つ）。*

- 座間市外
- 入谷東
- 入谷西
- 栗原
- 栗原中央
- 小松原
- 相模が丘
- さがみ野
- 座間
- 新田宿
- 相武台
- 立野台
- 西栗原
- 東原
- ひばりが丘
- 広野台
- 緑ヶ丘
- 南栗原
- 明王
- 四ツ谷

問11. 子育ての観点から、座間市の公園・広場・緑地帯等についてご意見があれば自由にご記入ください。（自由記述500文字以内）

回答を入力

送信

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 [不正行為の報告](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

2 用語集

各用語右の()に初出のページを記載しています。

あ行

アダプト (p.32)

道路や公園、河川、緑地といった特定の公共施設において、行政が市民や民間事業者と定期的に美化活動を行うように契約する制度のこと。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)(p.1)

「Sustainable Development Goals」の略称。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す開発目標。

ABINC (エービーク) 認証 (p.18)

生物多様性に配慮した施設や建物などを認証する制度。「いきもの共生事業所®推進ガイドライン」に基づき、オフィスビルや集合住宅などの土地利用における生物多様性保全の取り組みを認証する「いきもの共生事業所®認証」のこと。

OECM (オーイーシーエム)(p.48)

Other Effective area-based Conservation Measures の略称。保護地域以外で生物多様性保全に資する地域で、民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域である「自然共生サイト」に認定された区域のうち、保護区域との重複を除いた区域。

オープンスペース (p.5)

公園・広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地で、交通

用地を除いたものの総称。一般的には、都市公園・広場などの公共用地を示す言葉として用いられている。

か行

街区公園 (p.14)

都市公園の種別の一つで、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする公園。標準的な公園面積は0.25ha。

カーボンニュートラル (p.7)

温室効果ガスの排出量と植物等による吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていること。

環境基本計画 (p.1)

環境基本法及び環境基本条例に基づき、環境行政を総合的、計画的に進める計画。

近隣公園 (p.14)

都市公園の種別の一つで、主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園。標準的な公園面積は2ha。

景観計画 (p.1)

景観法第8条第1項に規定する「景観行政団体が定める地域の特性にふさわしい良好な景観の形成に関する計画」のこと。良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項などを定めることができる。

公園施設長寿命化計画 (p.47)

公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコスト縮減などから、計画的な公園施設の改修や長寿命化対策に係る取り組みなどの推進を目的に策定する。

さ行

CSR (シーエスアール)(p.52)

企業の社会的責任。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

市街化区域 (p.40)

都市計画法に基づき指定された既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域 (p.38)

都市計画法に基づき指定された区域区分の一つであり、市街化区域と対をなす。市街化を抑制すべき区域であり、この区域では開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。

生産緑地 (p.1)

都市計画に定める地域地区の一つ。市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものが指定され、開発行為等が規制される。

生物多様性 (p.1)

生物の間に見られる変異を総合的に指す言葉。さまざまな生態系が存在する「生態系の多様性」、さまざまな生態種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる三つのレベルの多様性により捉えられる。

総合計画 (p.1)

地方自治法に基づく基本構想及び国土利用計画法に基づく市町村計画、長期的な視点と展望にたって、市町村政運営の指針となるもので、個別の計画や施策に一定の方向性を与え、相互に整合性を確保するための上位計画としての性格を有する。

総合公園 (p.14)

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ 1 箇所当たり 10～50ha を標準として配置する。

た行

地域防災計画 (p.1)

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

地産地消 (p.4)

地域で生産された農作物などをその地域で消費すること。消費者の食に対する安心・安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして各地で進められている。

DX (デジタル・トランスフォーメーション) (p.7)

「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という仮説のこと。経済産業省が発表している「DX 推進ガイドライン」では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネス

モデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義している。

都市公園 (p.1)

都市公園法で規定されている公園や緑地。

都市マスタープラン (p.1)

都市計画法に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりの方針を示すものである。都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるもの。

都市緑地法 (p.1)

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。

な行

農業振興地域 (p.49)

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、農地転用が禁止されている。

は行

バイオマス (p.47)

化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源であり、生命と太陽エネルギーがある限り、再生可能エネルギーとしても製品としても活用可能な持続的に再生可能な資源のこと。

ヒートアイランド現象 (p.50)

都市部において、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象のことであり、等温線を描くと都市部が島の形に似ることから「ヒートアイランド現象」と呼ばれている。

ビオトープ (p.36)

野生生物が生息する空間のことで、生態系として捉えることのできる最小の地理的単位を意味することもある。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略 (p.1)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年(2014年)に成立した「まち・ひと・しごと創生法」により策定されるもの。

緑 (p.1)

森林、農地、緑地など生物の生息に必要な空間及び公園、街路樹など人の活動に必要な安全で快適な空間をいう。

ら行

緑地 (p.1)

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。この「緑地」は、都市公園や公共施設などとして管理される「施設緑地」と、一定の地

域を指定して、その土地利用をコントロールすることで確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。

緑道 (p.14)

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植物帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

緑被 (p.13)

面として実質的に植物で覆われている樹林地、田、畑、芝生・草地等。

緑被面積 (p.13)

樹林地、田、畑、芝生・草地等の緑で覆われた土地の面積。

緑被率 (p.13)

樹林地、田、畑、芝生・草地等の緑で覆われた土地の市全体の面積に占める割合。

緑化重点地区 (p.38)

「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として公園緑地等の整備、緑化を重点的に推進し、その動きを周辺に広げていく役割を持った地区をいう。これからの緑のまちづくりのモデルとなる場所。

緑化地域 (p.55)

都市緑地法に規定された制度で、都市計画区域内の用途地域が定められている地域で都市計画として敷地面積に対する緑地の割合の最低限度が定められている地域。

座間市緑の基本計画

発行年月	令和 6年 3月
発 行	座間市都市部公園緑政課 〒252 - 8566
住 所	座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
電 話	046 - 255 1111 (代表)
F A X	046 - 255 - 3550

